

# りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド

## (愛称：攻守のチカラ)

追加型投信／内外／資産複合

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求日論見書)

2024年2月2日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド(愛称:攻守のチカラ)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2024年2月1日に関東財務局長に提出しており、2024年2月2日にその届出の効力が生じております。

発 行 者 名	大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 小松 幹太
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所	該当ありません。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド（愛称：攻守のチカラ）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

### (5) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜2.0%）となっております。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

### (6) 【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

### (7) 【申込期間】

2024年2月2日から2024年8月1日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

### (8) 【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

**(9) 【払込期日】**

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

**(10) 【払取扱場所】**

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申取扱場所において支払うものとします。申取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

**(12) 【その他】**

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、内外の債券、株式および不動産投資信託証券（リート）に投資を行ない、市場の局面判断および投資対象のリスク水準等によって投資対象の配分比率を調整することで、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内 海 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合
追加型投信	内 外	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ ファンズ	あり (部分ヘッジ)
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資産複合) (資産配分変更型(株式、 債券、不動産投信))	年12回 (毎月)			
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ( )	エマージング		なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信(リート)	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資す

		る旨の記載があるもの
	その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
	格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
資産複合	資産配分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産配分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回	目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回	目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回	目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）	目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの
投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの

	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経 225	目論見書等において、日経 225 に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

#### <信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

## 1 8つの資産クラスの配分比率を調整することで分散投資を行ないます。

■ 投資対象を相対的に価格変動リスクが小さいと考えられる資産(安定重視資産)と相対的に価格変動リスクが大きいと考えられる資産(成長重視資産)に区分します。



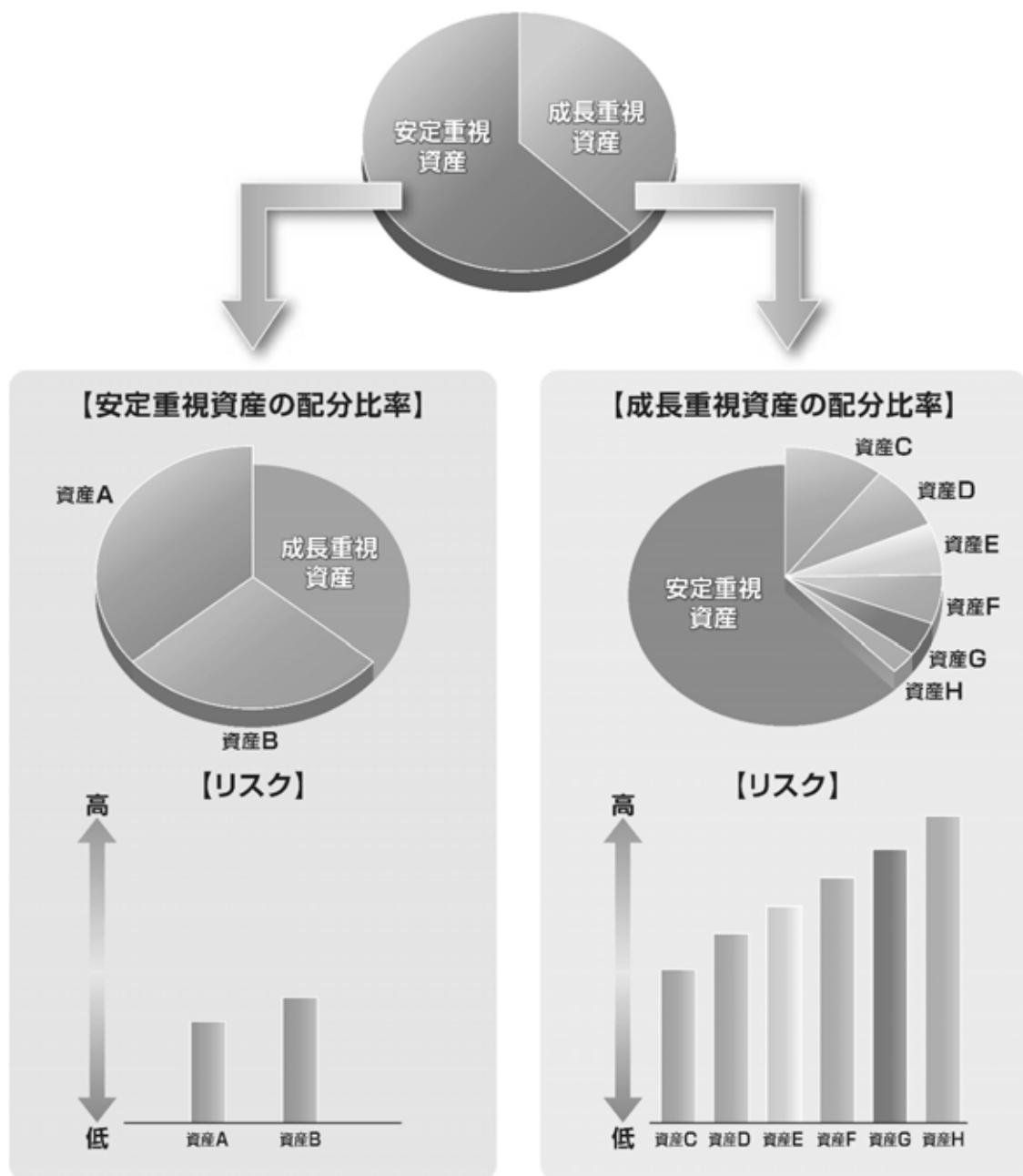
\*各資産クラスへの投資にあたっては、各市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。  
※先進国国債・株式・リートの資産クラスには、日本の国債・株式・リートを含みません。

■ 安定重視資産および成長重視資産の組入比率を、市場の局面判断に基づいて定期的に見直します。



\*市場環境によっては、信託財産の全部または一部を、わが国の短期債、コマーシャル・ペーパー等による運用に一時的に切り替える場合があります。

■ 安定重視資産内および成長重視資産内の配分比率は、投資対象のリスク水準等を勘案して決定し、定期的に見直します。



●リスクの低い資産クラスの配分比率を高くする一方、リスクの高い資産クラスの配分比率を低くするよう調整します。

※上図は当ファンドの資産配分について分かりやすく説明するためのイメージであり、各資産クラスの配分比率およびリスクの大きさ等を正確に表すものではありません。

また、実際に上記配分比率での運用を行なうことや、当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

## 2

# 資産配分比率についてりそなアセットマネジメント株式会社の助言を受けます。

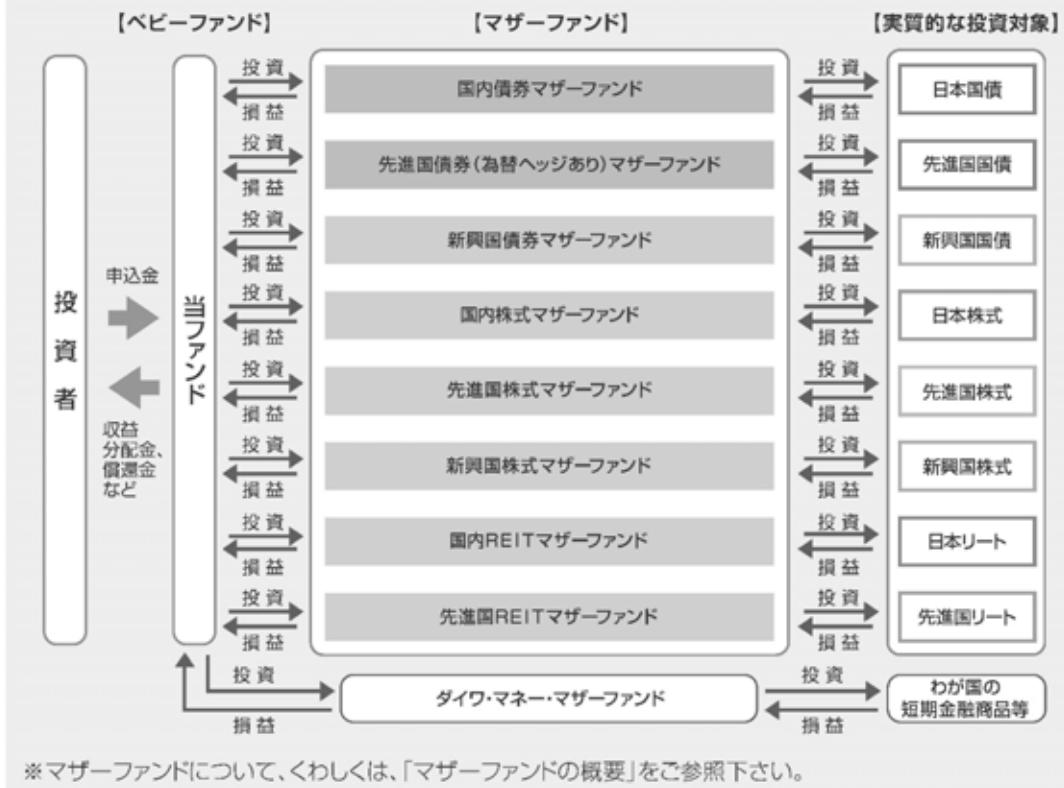
## 成長重視資産と安定重視資産の配分比率および各投資対象資産クラスの配分比率等の助言を受けます。

りそなアセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法その他関連する法令等を遵守して、ファンドの資産配分に関して投資助言を行ないます。

### ファンドの仕組み

#### ●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



※マザーファンドについて、くわしくは、「マザーファンドの概要」をご参照下さい。

- ・マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- ・マザーファンドにおいて、債券先物取引、株価指数先物取引またはリート指數先物取引を利用することができます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

## [マザーファンドの概要]

マザーファンド	主要投資対象	主な投資態度
国内債券 マザーファンド	国内の国債	国内の国債市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
先進国債券 (為替ヘッジあり) マザーファンド	先進国の国家機関が発行する債券	先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。
新興国債券 マザーファンド	新興国の国家機関が発行する債券	新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 <sup>(※1)</sup>
国内株式 マザーファンド	国内株式、国内株式を対象とした株価指数先物取引 <sup>(※2)</sup>	国内の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
先進国株式 マザーファンド	先進国株式、先進国株式を対象とした株価指数先物取引 <sup>(※2)</sup> および先進国株式の指標を対象指標としたETF	先進国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
新興国株式 マザーファンド	新興国株式、新興国株式を対象とした株価指数先物取引 <sup>(※2)</sup> および新興国株式の指標を対象指標としたETF	新興国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
国内REIT マザーファンド	国内のリート、国内のリートを対象としたリート指数先物取引 <sup>(※2)</sup>	国内のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
先進国REIT マザーファンド	先進国のリート、先進国のリート指標を対象指標としたETF <sup>(※3)</sup> 、先進国のリートを対象としたリート指数先物取引 <sup>(※2)</sup>	先進国のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
ダイワ・マネー・ マザーファンド	本邦通貨表示の公社債	主としてわが国の公社債への投資により、利息収入の確保をめざして運用を行ないます。

(注)上記「先進国」には、日本を含みません。

(※1)流動性を確保するため、新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。

(※2)先物取引を利用する場合、国内の債券に投資することがあります。

(※3)一部日本のリートを含む指標を対象指標としたETFに投資する場合があります。

### 分配方針

毎年5月8日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

#### 〈分配方針〉

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年10月21日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者
-----	------

収益分配金（注1）、償還金など↑↓お申込金（※3）

お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
-------	------	--

↑↓※1

収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）

委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。なお、運用については、投資顧問会社（注2）の助言を受けます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
------	------------------	---

↓運用指図 ↑↓※2

損益↑↓信託金（※3）

受託会社	三井住友信託銀行 株式会社  再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行	信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
------	---	---

損益↑↓投資

投資対象	内外の債券、株式およびリート（不動産投資信託） (ファミリーファンド方式で運用を行ないます。)
------	--

(注1) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

(注2) 投資顧問会社については、次の通りです。

名称	関係業務の内容
りそなアセットマネジメント株式会社	委託会社との投資顧問契約（※4）に基づき、委託会社に対して、信託財産の運用に関するアドバイス（投資助言）を行ないます。

- ※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- ※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- ※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。
- ※4：委託会社と投資顧問会社の間で締結されます。投資顧問サービスの内容および報酬、運用の責任等が規定されています。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

<委託会社の概況（2023年11月末日現在）>

・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### ① 主要投資対象

次の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. 国内債券マザーファンドの受益証券
2. 先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
3. 新興国債券マザーファンドの受益証券
4. 国内株式マザーファンドの受益証券
5. 先進国株式マザーファンドの受益証券
6. 新興国株式マザーファンドの受益証券
7. 国内R E I Tマザーファンドの受益証券
8. 先進国R E I Tマザーファンドの受益証券
9. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

## ② 投資態度

- イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、内外の債券、株式および不動産投資信託証券（リート）に投資を行ない、市場の局面判断および投資対象のリスク水準等によって投資対象の配分比率を調整することで、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。
- ロ. 投資対象の配分比率の調整にあたっては、以下の方針を基本とします。
1. 投資対象を相対的に価格変動リスクが小さいと考えられる資産（以下「安定重視資産」といいます。）と相対的に価格変動リスクが大きいと考えられる資産（以下「成長重視資産」といいます。）に区分します。
    - ※ 安定重視資産とは日本国債、先進国国債（為替ヘッジあり）をいいます。
    - ※ 成長重視資産とは新興国国債、日本株式、先進国株式、新興国株式、日本リート、先進国リートをいいます。
  2. 安定重視資産および成長重視資産の組入比率を、市場の局面判断に基づいて定期的に見直します。
  3. 前 2. の見直しの際、成長重視資産にかかるマザーファンドの受益証券（上記①の 3. ~ 8.）の組入比率の合計は、信託財産の純資産総額の 50%程度以下とします。
  4. 安定重視資産内および成長重視資産内の配分比率は、投資対象のリスク水準等を勘案して決定し、定期的に見直します。
- ハ. 市場環境によっては、信託財産の全部または一部を、ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券を通じてわが国の短期債、コマーシャル・ペーパー等による運用に一時的に切り替える場合があります。
- ニ. 上記イ. ~ハ.について、りそなアセットマネジメント株式会社の助言を受けます。
- ホ. マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
- ヘ. 先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドでは、保有する外貨建資産について、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。新興国債券マザーファンド、先進国株式マザーファンド、新興国株式マザーファンドおよび先進国 R E I T マザーファンドでは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ト. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## (2) 【投資対象】

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
      - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、後掲(5)⑧、⑨および⑩に定めるものに限ります。）
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に掲げるもの
  2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の 1. から 9. までに掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の 10. から 30. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
1. 国内債券マザーファンドの受益証券

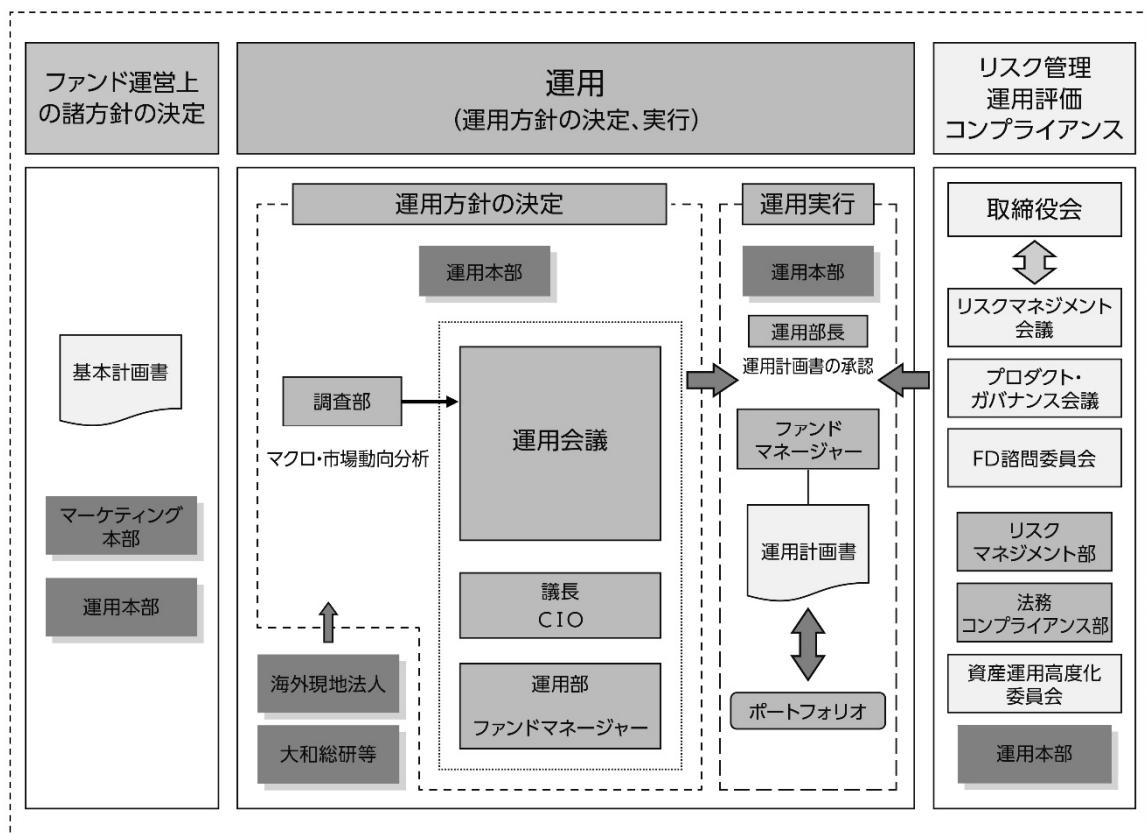
2. 先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
  3. 新興国債券マザーファンドの受益証券
  4. 国内株式マザーファンドの受益証券
  5. 先進国株式マザーファンドの受益証券
  6. 新興国株式マザーファンドの受益証券
  7. 国内R E I Tマザーファンドの受益証券
  8. 先進国R E I Tマザーファンドの受益証券
  9. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券
  10. 株券または新株引受権証書
  11. 国債証券
  12. 地方債証券
  13. 特別の法律により法人の発行する債券
  14. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  15. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  16. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  17. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  18. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  19. コマーシャル・ペーパー
  20. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  21. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前10.から前20.までの証券または証書の性質を有するもの
  22. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  23. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  24. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  25. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをおい、有価証券にかかるものに限ります。）
  26. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  27. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  28. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
  29. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  30. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前28.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- なお、前10.の証券または証書ならびに前21.および前26.の証券または証書のうち前10.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」とい、前11.から前15.までの証券ならびに前23.の証券のうち投資法人債券ならびに前21.および前26.の証券または証書のうち前11.から前15.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、前22.の証券および前23.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前5の権利の性質を有するもの
- ④ 前②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

### (3) 【運用体制】

#### ① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。なお、委託会社は、運用にあたって投資顧問会社の助言を受けます。



#### ② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

##### イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

##### ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンド

マネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (1名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定

- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO (0~5名程度)

CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー (0~5名程度)

CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長 (各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議、FD 諮問委員会および資産運用高度化委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は 35~45 名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ. FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

ニ. 資産運用高度化委員会

資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は 2023 年 11 月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわ

ないことがあります。

- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

## (5) 【投資制限】

- ① マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

- ② 株式（信託約款）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

- ③ 新株引受権証券等（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ④ 投資信託証券（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑤ 投資する株式等の範囲（信託約款）

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 前イ. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券等（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ⑦ 信用取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ. 前イ. の信用取引の指図は、次の 1. から 6. までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の 1. から 6. までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧ 先物取引等（信託約款）

- イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)(3)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)(3)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

⑨ スワップ取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前ハ.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ.において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 前ハ. においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ. において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ. において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ. 前ホ. においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑪ デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑫ 同一銘柄の転換社債等（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑬ 有価証券の貸付け（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信

託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ. 前イ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(14) 外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(15) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(16) 外国為替予約取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ. 前イ. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ. 前ロ. においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ. 前ロ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(17) 信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(18) 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考>マザーファンドの概要

1. 国内債券マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

国内の国債を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として、国内の国債に投資し、国内の国債市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ. 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、後掲(3)⑤、⑥および⑦に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」とい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 外貨建資産

外貨建資産への投資は、行いません。

⑤ 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。な

お、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑥ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦ 金利先渡取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 2. 先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

先進国（日本を除きます。以下同じ。）の国家機関が発行する債券を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として、先進国の国家機関が発行する先進国通貨建ての債券に投資し、先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ. 運用の効率化を図るため、先進国の債券先物取引を利用することができます。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ. 為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用

が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
      - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)(5)、(6)および(7)に定めるものに限ります。）
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
  2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. コマーシャル・ペーパー
  8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
  9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
  13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
  16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに

前 10. の証券のうち投資法人債券ならびに前 8. および前 13. の証券または証書のうち前 2. から前 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前 9. の証券および前 10. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前 5. の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

② 投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

③ 同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

④ 外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑤ 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑥ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資

産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(7) 金利先渡取引および為替先渡取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)(3)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### 3. 新興国債券マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

新興国の国家機関が発行する債券を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

※ 新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。米ドル建て以外の債券に投資する場合、原則として、為替予約取引および直物為替先渡取引等を活用し、実質的に米ドル建てとなるように為替取引を行ないます。

ロ. 運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することができます。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものを

いいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑤、⑥、⑦および⑧に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

15. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

17. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）に

より運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑤ 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑥ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)(3)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## ⑧ 直物為替先渡取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ニ. 委託会社は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 4. 国内株式マザーファンド

### (1) 投資方針

#### ① 主要投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

- イ. 国内の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）
- ロ. 国内株式を対象とした株価指数先物取引
- ハ. 国内の債券

#### ② 投資態度

1. 主として、国内株式、国内株式を対象とした株価指数先物取引および国内の債券に投資し、国内の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。
2. 追加設定、解約の申込がある場合には、信託財産の純資産総額に設定予定額を加え解約予定額を控除した額を上限に株価指数先物取引の買建てを行なうことがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
3. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想

されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、後掲(3)⑦、⑧および⑨に定めるものに限ります。）
    - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
1. 株券または新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい、有価証券にかかるものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

② 新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③ 投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の新株引受権証券等

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥ 外貨建資産

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑦ 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑧ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑨ 金利先渡取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### 5. 先進国株式マザーファンド

#### (1) 投資方針

##### ① 主要投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

イ. 先進国（日本を除きます。以下同じ。）の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（D R（預託証券）を含みます。また、上場予定および店頭登録予定を含みます。）

ロ. 先進国株式を対象とした株価指数先物取引

ハ. 先進国株式の指数を対象指数としたE T F（上場投資信託証券）

ニ. 国内の債券

##### ② 投資態度

イ. 主として、先進国株式、先進国株式を対象とした株価指数先物取引、先進国株式の指数を対象指数としたE T Fおよび国内の債券に投資し、先進国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ. 運用の効率化を図るため、先進国株式を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。このため、先進国株式および先進国株式の指数を対象指数としたE T Fの組入総額ならびに先進国株式を対象とした株価指数先物取引の買建玉の時価総額を合計した額から、先進国株式を対象とした株価指数先物取引の売建玉の時価総額を控除した額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ. 運用の効率化を図るため、為替予約取引を行なう場合があります。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用

が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
      - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑦、⑧および⑨に定めるものに限ります。）
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
  2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
1. 株券または新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示される

## べき権利の性質を有するもの

なお、前 1. の証券または証書ならびに前 12. および前 17. の証券または証書のうち前 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前 2. から前 6. までの証券ならびに前 14. の証券のうち投資法人債券ならびに前 12. および前 17. の証券または証書のうち前 2. から前 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前 13. の証券および前 14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前 5. の権利の性質を有するもの

### （3）主な投資制限

#### ① 株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

#### ② 新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。

#### ③ 投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

#### ④ 同一銘柄の新株引受権証券等

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

#### ⑤ 同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

#### ⑥ 外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

#### ⑦ 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### ⑧ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以

下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### 6. 新興国株式マザーファンド

#### (1) 投資方針

##### ① 主要投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

イ. 新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（D R（預託証券）を含みます。また、上場予定および店頭登録予定を含みます。）

ロ. 新興国株式を対象とした株価指数先物取引

ハ. 新興国株式の指数を対象指数としたE T F（上場投資信託証券）

ニ. 国内の債券

##### ② 投資態度

イ. 主として、新興国株式、新興国株式を対象とした株価指数先物取引、新興国株式の指数を対象指数としたE T Fおよび国内の債券に投資し、新興国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ. 運用の効率化を図るため、新興国株式を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。このため、新興国株式および新興国株式の指数を対象指数としたE T Fの組入

総額ならびに新興国株式を対象とした株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

- ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
    - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑦、⑧、⑨および⑩に定めるものに限ります。）
    - ハ. 約束手形
  - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
  - 1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証書
  - 2. 国債証券
  - 3. 地方債証券
  - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  - 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  - 10. コマーシャル・ペーパー
  - 11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
  - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
  - 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

- ① 株式  
株式への投資割合には、制限を設けません。
- ② 新株引受権証券等  
新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券  
投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券等  
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債等  
同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産  
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑦ 先物取引等
  - イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
  - ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
  - ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション

取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑧ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩ 直物為替先渡取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ. 委託会社は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 7. 国内REITマザーファンド

### (1) 投資方針

#### ① 主要投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

イ. 国内の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「リート」といいます。）

ロ. 国内のリートを対象としたリート指数先物取引

ハ. 国内の債券

#### ② 投資態度

イ. 主として、国内のリート、国内のリートを対象としたリート指数先物取引および国内の債券に投資し、国内のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ. 運用の効率化を図るため、国内のリートを対象としたリート指数先物取引を利用することがあります。このため、リートの組入総額およびリート指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### (2) 投資対象

#### ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)(3)、(4)および(5)に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

#### ② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）  
および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの  
なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの
- (3) 主な投資制限
- ① 株式  
株式への投資割合には、制限を設けません。
  - ② 外貨建資産  
外貨建資産への直接投資は、行ないません。
  - ③ 先物取引等
    - イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
    - ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

#### ④ スワップ取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### ⑤ 金利先渡取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図することができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### 8. 先進国R E I T マザーファンド

#### (1) 投資方針

##### ① 主要投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

1. 先進国（日本を除きます。以下同じ。）の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）または店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「リート」といいます。）
2. 先進国のリート指数を対象指数としたE T F（上場投資信託証券）
3. 先進国のリートを対象としたリート指数先物取引
4. 国内の債券

##### ② 投資態度

イ. 主として、先進国のリート、先進国のリート指数を対象指数としたE T F、先進国のリートを対象としたリート指数先物取引および残存期間の短いわが国の債券に投資し、先進国のリート市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

※ 一部日本のリートを含む指数を対象とするE T Fを組入れる場合があります。

ロ. 運用の効率化を図るため、先進国のリートを対象としたリート指数先物取引を利用する

ことがあります。このため、リートおよびE T Fの組入総額ならびにリート指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

- ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
    - イ. 有価証券
      - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限ります。）
    - ハ. 約束手形
    - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
  - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
  - 1. 株券または新株引受権証書
  - 2. 国債証券
  - 3. 地方債証券
  - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  - 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  - 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  - 10. コマーシャル・ペーパー
  - 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1. から前11. までの証券または証書の性質を有するもの
  - 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
  - 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 外国の者に対する権利で貸付債権信託受益権であって前19. の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1. の証券または証書ならびに前12. および前17. の証券または証書のうち前1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2. から前6. までの証券ならびに前14. の証券のうち投資法人債券ならびに前12. および前17. の証券または証書のうち前2. から前6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13. の証券および前14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事

由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(6) 金利先渡取引および為替先渡取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)(3)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 9. ダイワ・マネー・マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

本邦通貨表示の公社債を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。

ロ. 邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位(A-2格相当)以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。

ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい

い、後掲(3)⑥、⑦および⑧に定めるものに限ります。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの

9. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

12. 外国の者に対する権利で前11.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前8.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」とい、前2.から前6.までの証券および前8.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

② 投資信託証券

投資信託証券への投資は、行いません。

③ 同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 外貨建資産

外貨建資産への投資は、行いません。

⑥ 先物取引等

イ. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)(3)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)(3)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑦ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超え

ないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (8) 金利先渡取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願ひ申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

##### ① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

##### ② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等に

より、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

### ③ リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ. リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。

- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ. リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。

- ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。

- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借り入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。

- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

ハ. リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当が影響を受けることが考えられます。

- ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ. 組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

### ④ 有価証券（指数）先物取引の利用に伴うリスク

先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建てている場合は逆の結果となります。）。ファンドで行なっている先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

### ⑤ 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場

の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

先進国の債券については、為替ヘッジを行ないますが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

#### ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

#### ⑥ 当ファンドの戦略に関するリスク

当ファンドは、内外の債券、株式およびリートの配分比率等を調整することで、安定した収益の獲得や下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。

市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、その場合、下落リスクを低減できない場合や市場の上昇に追随できない場合があります。

#### ⑦ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

### (2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

- ① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の

申込みの受付けを中止すること、すでに受けたお買付けの申込みを取消することができます。

② ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

### (3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

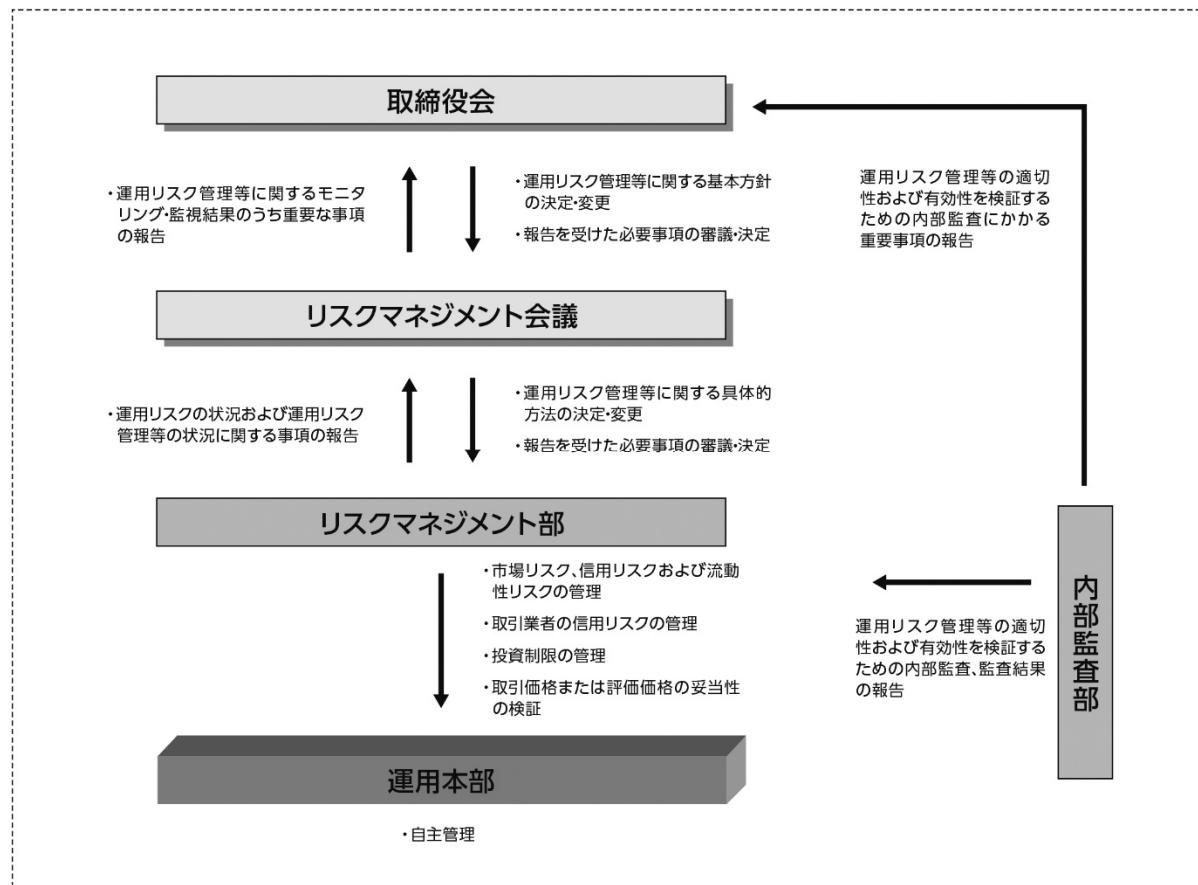
#### ※ 流動性リスクに関する事項

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

### (4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



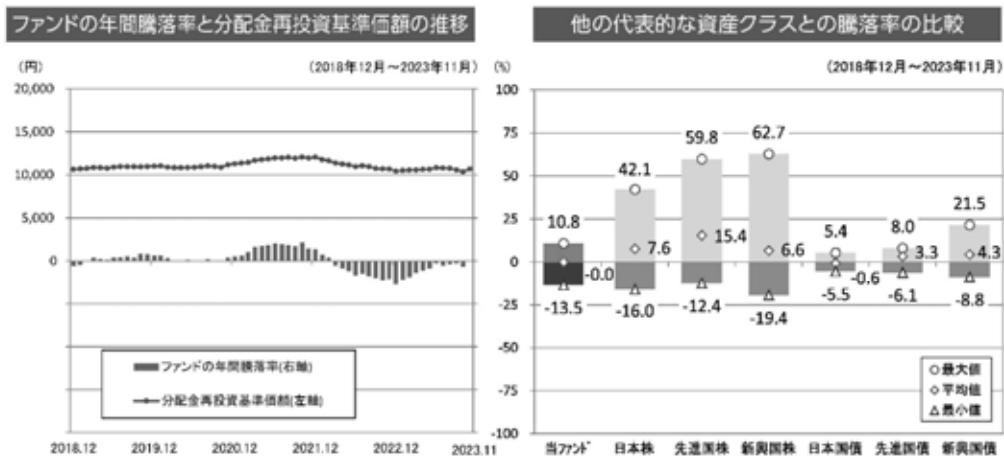
#### ※ 流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行なっています。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、

監督します。

## 参考情報

◆下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### ※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

### ※指標について

●配当込みTOPIXの指標値および同指標にかかる標準または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウおよび同指標にかかる標準または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指標の指標値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (MSCI) が開発した指標です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドに基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。（<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>）●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は当社に帰属しています。また、当社は当該指標の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・発布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.2%（税抜2.0%）となっております。

具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

### (2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

### (3) 【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.32%（税抜1.2%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.58%（税抜）	年率0.58%（税抜）	年率0.04%（税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から收受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

### (4) 【その他の手数料等】

① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送

料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(※)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

<マザーファンドより支弁する手数料等>

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

- ① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%および地方税 5%）となります。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合せ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税 15%）の税率で源泉徴収（※）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税 15%および復興特別所得税 0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。
- ④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2023年11月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】 (2023年11月30日現在)

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	350,049,519	99.55
内 日本	350,049,519	99.55
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,590,458	0.45
純資産総額	351,639,977	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

### (2) 【投資資産】 (2023年11月30日現在)

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

##### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	国内債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	124,286,666	1.0759 133,729,422	1.0585 131,557,435	37.41
2	先進国債券(為替ヘッジあり)マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	57,476,794	0.9944 57,155,915	0.9731 55,930,668	15.91
3	国内株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	12,103,765	2.4790 30,006,428	2.6444 32,007,196	9.10
4	先進国株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	7,670,350	3.5954 27,578,066	3.8372 29,432,667	8.37
5	国内REITマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	15,163,050	1.7871 27,099,188	1.7920 27,172,185	7.73
6	新興国債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	16,152,768	1.5283 24,687,540	1.6043 25,913,885	7.37
7	新興国株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	12,987,828	1.7897 23,245,064	1.8553 24,096,317	6.85
8	先進国REITマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	10,479,411	2.2146 23,207,963	2.2844 23,939,166	6.81

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

##### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.55%
合計	99.55%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2014年5月8日)	954,560,779	954,560,779	1.0114	1.0114
第2計算期間末 (2015年5月8日)	1,215,561,940	1,215,561,940	1.0555	1.0555
第3計算期間末 (2016年5月9日)	1,328,095,856	1,328,095,856	1.0574	1.0574
第4計算期間末 (2017年5月8日)	1,107,625,756	1,107,625,756	1.0774	1.0774
第5計算期間末 (2018年5月8日)	873,181,847	873,181,847	1.0719	1.0719
第6計算期間末 (2019年5月8日)	649,324,372	649,324,372	1.0764	1.0764
第7計算期間末 (2020年5月8日)	564,148,861	564,148,861	1.0805	1.0805
第8計算期間末 (2021年5月10日)	491,149,418	491,149,418	1.1816	1.1816
第9計算期間末 (2022年5月9日)	428,831,032	428,831,032	1.1139	1.1139
2022年11月末日	394,742,829	—	1.0682	—
12月末日	382,043,108	—	1.0442	—
2023年1月末日	385,747,856	—	1.0508	—
2月末日	387,734,265	—	1.0552	—
3月末日	387,224,672	—	1.0576	—
4月末日	382,917,838	—	1.0625	—
第10計算期間末 (2023年5月8日)	384,270,126	384,270,126	1.0661	1.0661
5月末日	382,976,177	—	1.0670	—
6月末日	395,073,147	—	1.0838	—
7月末日	387,362,638	—	1.0794	—
8月末日	385,730,470	—	1.0762	—
9月末日	368,158,675	—	1.0582	—
10月末日	356,154,402	—	1.0355	—
11月末日	351,639,977	—	1.0679	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000

	1口当たり分配金(円)
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000
第9計算期間	0.0000
第10計算期間	0.0000
2023年5月9日～ 2023年11月8日	—

(3) 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	1.1
第2計算期間	4.4
第3計算期間	0.2
第4計算期間	1.9
第5計算期間	△0.5
第6計算期間	0.4
第7計算期間	0.4
第8計算期間	9.4
第9計算期間	△5.7
第10計算期間	△4.3
2023年5月9日～ 2023年11月8日	△1.2

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	964,865,153	22,041,973
第2計算期間	499,404,430	291,636,247
第3計算期間	268,468,009	164,082,921
第4計算期間	117,390,107	345,316,969
第5計算期間	32,275,756	245,704,179
第6計算期間	18,817,360	230,205,849
第7計算期間	30,632,058	111,762,407
第8計算期間	8,528,314	114,981,007
第9計算期間	9,197,529	39,862,748
第10計算期間	8,955,809	33,507,534
2023年5月9日～ 2023年11月8日	12,091,386	32,634,388

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド  
国内債券マザーファンド

(1) 投資状況 (2023年11月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	3,657,912,290	98.91
内 日本	3,657,912,290	98.91
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	40,210,964	1.09
純資産総額	3,698,123,254	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2023年11月30日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	340 10年国債	日本	国債証券	82,000,000	100.83 82,685,470	100.71 82,583,840	0.400000 2025/09/20	2.23
2	145 5年国債	日本	国債証券	75,000,000	100.23 75,173,100	100.17 75,128,250	0.100000 2025/09/20	2.03
3	150 5年国債	日本	国債証券	74,000,000	99.83 73,877,650	99.75 73,819,440	0.005000 2026/12/20	2.00
4	341 10年国債	日本	国債証券	73,000,000	100.93 73,678,900	100.56 73,411,720	0.300000 2025/12/20	1.99
5	149 5年国債	日本	国債証券	70,000,000	99.88 69,918,300	99.83 69,882,400	0.005000 2026/09/20	1.89
6	344 10年国債	日本	国債証券	62,000,000	100.40 62,250,480	100.09 62,060,140	0.100000 2026/09/20	1.68
7	343 10年国債	日本	国債証券	60,000,000	100.40 60,243,000	100.11 60,068,400	0.100000 2026/06/20	1.62
8	347 10年国債	日本	国債証券	55,000,000	100.26 55,146,850	99.91 54,951,050	0.100000 2027/06/20	1.49
9	357 10年国債	日本	国債証券	52,000,000	99.47 51,727,520	98.63 51,290,200	0.100000 2029/12/20	1.39
10	359 10年国債	日本	国債証券	51,000,000	99.22 50,606,280	98.21 50,087,100	0.100000 2030/06/20	1.35
11	345 10年国債	日本	国債証券	50,000,000	100.37 50,189,500	100.04 50,022,500	0.100000 2026/12/20	1.35
12	346 10年国債	日本	国債証券	50,000,000	100.32 50,164,000	99.98 49,991,500	0.100000 2027/03/20	1.35
13	360 10年国債	日本	国債証券	50,000,000	99.02 49,511,000	97.94 48,974,000	0.100000 2030/09/20	1.32

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
14	338 10年国債	日本	国債証券	48,000,000	100.85 48,411,360	100.55 48,264,960	0.400000 2025/03/20	1.31
15	367 10年国債	日本	国債証券	49,000,000	98.54 48,288,860	96.94 47,502,070	0.200000 2032/06/20	1.28
16	361 10年国債	日本	国債証券	48,000,000	96.41 46,276,800	97.67 46,883,520	0.100000 2030/12/20	1.27
17	342 10年国債	日本	国債証券	45,000,000	100.40 45,180,450	100.13 45,061,650	0.100000 2026/03/20	1.22
18	356 10年国債	日本	国債証券	45,000,000	99.55 44,801,550	98.80 44,460,900	0.100000 2029/09/20	1.20
19	348 10年国債	日本	国債証券	44,000,000	100.17 44,076,560	99.82 43,924,760	0.100000 2027/09/20	1.19
20	353 10年国債	日本	国債証券	43,000,000	99.23 42,672,860	99.17 42,646,110	0.100000 2028/12/20	1.15
21	336 10年国債	日本	国債証券	41,000,000	100.93 41,381,300	100.55 41,226,320	0.500000 2024/12/20	1.11
22	369 10年国債	日本	国債証券	39,000,000	100.94 39,369,720	99.01 38,615,070	0.500000 2032/12/20	1.04
23	355 10年国債	日本	国債証券	39,000,000	98.35 38,358,090	98.93 38,584,650	0.100000 2029/06/20	1.04
24	147 20年国債	日本	国債証券	35,000,000	106.87 37,406,800	108.75 38,065,300	1.600000 2033/12/20	1.03
25	104 20年国債	日本	国債証券	30,000,000	110.09 33,028,200	108.51 32,555,700	2.100000 2028/06/20	0.88
26	337 10年国債	日本	国債証券	32,000,000	100.60 32,193,920	100.34 32,109,440	0.300000 2024/12/20	0.87
27	366 10年国債	日本	国債証券	32,000,000	97.40 31,170,080	97.18 31,098,560	0.200000 2032/03/20	0.84
28	114 20年国債	日本	国債証券	28,000,000	112.62 31,535,560	110.60 30,968,000	2.100000 2029/12/20	0.84
29	368 10年国債	日本	国債証券	32,000,000	96.60 30,912,000	96.65 30,929,600	0.200000 2032/09/20	0.84
30	354 10年国債	日本	国債証券	31,000,000	99.77 30,931,500	99.06 30,708,600	0.100000 2029/03/20	0.83

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	98.91%
合計	98.91%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

**② 投資不動産物件**

該当事項はありません。

**③ その他投資資産の主要なもの**

該当事項はありません。

## 先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド

### (1) 投資状況（2023年11月30日現在）

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	6,952,629,426	96.76
	内 ヨーロ	2,297,005,273
	内 中国	490,812,948
	内 シンガポール	48,537,916
	内 イスラエル	24,715,308
	内 ノルウェー	14,041,720
	内 スウェーデン	17,314,388
	内 デンマーク	29,466,041
	内 イギリス	339,669,589
	内 ポーランド	45,374,675
	内 カナダ	121,851,533
	内 アメリカ	3,329,780,190
	内 メキシコ	79,169,581
	内 オーストラリア	102,335,125
	内 ニュージーランド	12,555,139
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	232,855,472	3.24
純資産総額	7,185,484,898	100.00

#### その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	6,831,587,878	△95.07
内 日本	6,831,587,878	△95.07

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

### (2) 投資資産（2023年11月30日現在）

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	3,250,000	92.25 440,934,243	91.80 438,783,345	0.750000 2026/03/31	6.11

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
2	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	2,000,000	96.51 283,895,103	96.11 282,706,778	2.125000 2025/05/15	3.93
3	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,650,000	97.09 235,606,360	97.25 236,001,905	2.250000 2024/11/15	3.28
4	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,120,000	107.14 176,480,646	104.32 171,834,234	5.250000 2028/11/15	2.39
5	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,030,000	95.72 145,001,695	92.33 139,866,452	2.625000 2029/02/15	1.95
6	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	1,100,000	89.93 145,490,909	80.56 130,334,022	3.125000 2043/02/15	1.81
7	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	740,000	113.58 123,613,335	107.03 116,488,117	5.375000 2031/02/15	1.62
8	CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	4,600,000	101.02 95,734,590	100.71 95,437,491	2.740000 2026/08/04	1.33
9	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	650,000	95.58 91,370,178	93.75 89,620,781	2.250000 2027/02/15	1.25
10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	600,000	103.23 91,099,275	98.48 86,900,721	4.000000 2029/10/31	1.21
11	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	680,000	88.31 88,318,711	86.57 86,576,579	0.750000 2028/01/31	1.20
12	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	ユーロ	国債証券	512,000	103.07 85,238,414	102.54 84,796,006	4.500000 2026/03/01	1.18
13	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	540,000	109.33 86,833,039	106.52 84,601,399	6.125000 2027/11/15	1.18
14	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	620,000	99.69 90,908,937	89.72 81,811,570	3.750000 2041/08/15	1.14
15	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	550,000	105.53 85,362,442	98.77 79,895,998	4.125000 2032/11/15	1.11
16	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	600,000	89.63 79,098,363	88.52 78,119,760	0.625000 2027/03/31	1.09
17	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	550,000	90.19 72,957,382	88.07 71,243,355	1.250000 2028/03/31	0.99
18	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	520,000	93.28 71,341,286	92.58 70,801,851	1.750000 2026/12/31	0.99
19	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	460,000	93.91 69,771,544	94.50 70,212,111	0.500000 2026/05/25	0.98
20	ITALIAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	390,000	112.59 70,920,462	111.42 70,184,751	6.500000 2027/11/01	0.98
21	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	380,000	115.63 70,966,524	113.76 69,820,062	5.500000 2029/04/25	0.97
22	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	510,000	93.59 70,201,584	92.54 69,414,775	1.500000 2026/08/15	0.97
23	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	510,000	103.26 77,455,464	92.48 69,365,271	4.000000 2052/11/15	0.97

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
24	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	540,000	90.08 71,546,701	86.94 69,052,982	1.625000 2029/08/15	0.96
25	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	540,000	82.85 65,801,618	79.52 63,153,828	0.625000 2030/05/15	0.88
26	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	390,000	91.41 57,580,043	91.92 57,901,286	0.750000 2028/05/25	0.81
27	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	420,000	95.22 58,816,822	92.93 57,402,921	2.250000 2027/08/15	0.80
28	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	360,000	94.99 55,235,838	95.33 55,432,363	0.500000 2026/02/15	0.77
29	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	320,000	90.97 54,392,277	91.61 54,777,900	0.125000 2026/01/30	0.76
30	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	350,000	93.98 53,127,745	94.34 53,332,378	1.000000 2027/05/25	0.74

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	96.76%
合計	96.76%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	賃建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	豪ドル売/円買 2023年12月	売建	1,053,000	100,533,806	102,532,084	△1.43%
		英ポンド売/円買 2023年12月	売建	1,936,000	353,927,129	361,389,828	△5.03%
		デンマーク・クローネ売/円買 2023年12月	売建	1,400,000	29,912,400	30,303,700	△0.42%
		ユーロ売/円買 2023年12月	売建	13,879,000	2,212,749,789	2,239,988,713	△31.17%
		メキシコ・ペソ売/円買 2023年12月	売建	9,643,000	80,001,220	81,876,784	△1.14%
		ポーランド・ズロチ売/円買 2023年12月	売建	1,262,000	45,078,640	46,860,079	△0.65%
		スウェーデン・クローネ売/円買 2023年12月	売建	1,226,000	16,549,774	17,408,832	△0.24%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
		イスラエル・シュケル売/ 円買 2023年12月	売建	854,000	31,807,230	34,054,787	△0.47%
		オフショア人民元売/円買 2023年12月	売建	24,511,000	503,965,768	504,634,919	△7.02%
		ノルウェー・クローネ売/ 円買 2023年12月	売建	1,029,000	13,886,972	14,197,730	△0.20%
		ニュージーランド・ドル 売/円買 2023年12月	売建	197,000	17,261,337	17,851,194	△0.25%
		シンガポール・ドル売/円 買 2023年12月	売建	478,000	52,632,006	52,726,029	△0.73%
		カナダ・ドル売/円買 2023年12月	売建	1,109,000	120,385,055	119,901,642	△1.67%
		米ドル売/円買 2023年12 月	売建	21,833,000	3,288,669,857	3,207,861,557	△44.64%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

## 新興国債券マザーファンド

### (1) 投資状況 (2023年11月30日現在)

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	3,921,469,267	96.44
内 アメリカ	3,921,469,267	96.44
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	144,766,757	3.56
純資産総額	4,066,236,024	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

### (2) 投資資産 (2023年11月30日現在)

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	TURKEY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	1,000,000	84.56 124,375,628	89.74 131,990,912	6.500000 2033/09/20	3.25
2	QATAR (STATE OF)	アメリカ	国債証券	800,000	98.92 116,392,374	94.98 111,750,845	3.750000 2030/04/16	2.75
3	Argentine Republic International Bond	アメリカ	国債証券	2,147,859	23.39 73,895,120	32.40 102,369,047	3.625000 2035/07/09	2.52
4	DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	750,000	84.00 92,654,100	88.22 97,313,277	6.400000 2049/06/05	2.39
5	OMAN SULTANATE OF (GOVERNMENT)	アメリカ	国債証券	600,000	103.14 91,016,328	102.99 90,881,318	6.250000 2031/01/25	2.24
6	Turkey Government International Bond	アメリカ	国債証券	600,000	97.70 86,216,846	100.37 88,572,907	6.350000 2024/08/10	2.18
7	Turkey Government International Bond	アメリカ	国債証券	600,000	92.54 81,665,323	97.36 85,912,411	4.250000 2025/03/13	2.11
8	Philippine Government International Bond	アメリカ	国債証券	600,000	97.15 85,727,103	94.53 83,423,104	3.750000 2029/01/14	2.05
9	Indonesia Government International Bond	アメリカ	国債証券	600,000	97.00 85,600,034	93.00 82,065,060	3.850000 2030/10/15	2.02
10	ABU DHABI (EMIRATE OF)	アメリカ	国債証券	600,000	95.50 84,272,874	91.58 80,818,200	3.125000 2030/04/16	1.99
11	South Africa Government International	アメリカ	国債証券	600,000	89.62 79,089,539	90.11 79,516,631	4.850000 2029/09/30	1.96
12	QATAR (STATE OF)	アメリカ	国債証券	600,000	96.50 85,159,118	89.19 78,704,804	4.817000 2049/03/14	1.94
13	BRAZILIAN GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	600,000	86.58 76,407,865	87.69 77,380,292	3.750000 2031/09/12	1.90

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
14	Peruvian Government International Bond	アメリカ	国債証券	600,000	86.39 76,238,440	84.36 74,443,598	2.783000 2031/01/23	1.83
15	BONOS TESORERIA PESOS	アメリカ	国債証券	600,000	86.88 76,664,649	83.35 73,552,354	2.550000 2032/01/27	1.81
16	KSA SUKUK LTD	アメリカ	国債証券	600,000	85.89 75,793,112	83.05 73,284,981	2.250000 2031/05/17	1.80
17	CHINA GOVERNMENT BOND	アメリカ	国債証券	600,000	85.66 75,594,274	82.13 72,475,801	1.200000 2030/10/21	1.78
18	SAUDI ARABIA (KINGDOM OF)	アメリカ	国債証券	600,000	88.26 77,885,918	78.95 69,667,941	4.500000 2060/04/22	1.71
19	HUNGARY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	600,000	78.75 69,494,104	77.37 68,277,247	2.125000 2031/09/22	1.68
20	Turkey Government International Bond	アメリカ	国債証券	400,000	94.63 55,674,230	99.31 58,426,204	6.375000 2025/10/14	1.44
21	HUNGARY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	400,000	99.96 58,806,233	97.88 57,585,552	5.250000 2029/06/16	1.42
22	SAUDI ARABIA (KINGDOM OF)	アメリカ	国債証券	400,000	100.75 59,274,504	97.57 57,401,421	4.375000 2029/04/16	1.41
23	ABU DHABI (EMIRATE OF)	アメリカ	国債証券	400,000	96.55 56,799,610	97.25 57,211,994	2.125000 2024/09/30	1.41
24	URUGUAY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	400,000	100.72 59,256,856	97.22 57,193,169	4.375000 2031/01/23	1.41
25	QATAR (STATE OF)	アメリカ	国債証券	400,000	100.49 59,121,551	96.93 57,026,686	4.000000 2029/03/14	1.40
26	ABU DHABI (EMIRATE OF)	アメリカ	国債証券	400,000	96.78 56,937,856	96.35 56,682,542	2.500000 2025/04/16	1.39
27	SAUDI ARABIA (KINGDOM OF)	アメリカ	国債証券	400,000	96.94 57,031,392	96.02 56,486,645	2.900000 2025/10/22	1.39
28	Panama Government International Bond	アメリカ	国債証券	600,000	74.90 66,093,258	63.64 56,159,856	4.500000 2056/04/01	1.38
29	Brazilian Government International Bond	アメリカ	国債証券	400,000	95.29 56,057,789	95.27 56,049,553	4.500000 2029/05/30	1.38
30	PANAMA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	400,000	105.15 61,858,230	93.61 55,070,655	6.400000 2035/02/14	1.35

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	96.44%
合計	96.44%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

**② 投資不動産物件**

該当事項はありません。

**③ その他投資資産の主要なもの**

該当事項はありません。

## 国内株式マザーファンド

### (1) 投資状況 (2023年11月30日現在)

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	1,394,100,088	100.00
純資産総額	1,394,100,088	100.00

#### その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	1,392,336,000	99.87
内 日本	1,392,336,000	99.87

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

### (2) 投資資産 (2023年11月30日現在)

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 主要銘柄の明細

該当事項はありません。

##### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

該当事項はありません。

##### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	賃建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	日本	T O P I X先物 051 2月	賃建	56	1,317,276,300	1,330,560,000	95.44%
		ミニTPX先物 051 2月	賃建	26	61,228,085	61,776,000	4.43%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

## 先進国株式マザーファンド

### (1) 投資状況 (2023年11月30日現在)

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	1,289,129,775	72.34
内 アメリカ	1,289,129,775	72.34
投資証券	393,353,428	22.07
内 アイルランド	278,603,296	15.63
内 アメリカ	114,750,132	6.44
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	99,470,179	5.58
純資産総額	1,781,953,382	100.00

#### その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	99,281,102	5.57
内 ドイツ	55,696,724	3.13
内 アメリカ	43,584,378	2.45
為替予約取引(買建)	54,899,177	3.08
内 日本	54,899,177	3.08

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

### (2) 投資資産 (2023年11月30日現在)

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ISHARES CORE S&P 500 ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	19,190	63,384.37 1,216,347,257	67,177.16 1,289,129,775	72.34
2	ISHARES CORE MSCI EUROPE	アイルラン ド	投資証券	60,420	4,708.82 284,511,570	4,611.11 278,603,296	15.63
3	ISHARES MSCI CANADA ETF	アメリカ	投資証券	11,650	5,174.21 60,280,110	5,097.44 59,385,248	3.33
4	ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPA	アメリカ	投資証券	9,220	6,382.24 58,844,710	6,004.86 55,364,884	3.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	72.34%
投資証券	22.07%
合計	94.42%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なものの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物取引	アメリカ	S&P500 EMINI DEC 23	買建	1	33,383,721	33,526,445	1.88%
		MICRO EMINI S&P 500 DEC 23	買建	3	9,951,602	10,057,933	0.56%
	ドイツ	STOXX EUROPE 600 DEC 23	買建	15	55,366,032	55,696,724	3.13%
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2023年12月	買建	159,500	23,865,212	23,431,091	1.31%
		ユーロ買/円売 2023年12月	買建	195,000	31,530,662	31,468,086	1.77%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

## 新興国株式マザーファンド

### (1) 投資状況 (2023年11月30日現在)

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	807,833,700	87.88
内 アメリカ	807,833,700	87.88
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	111,443,299	12.12
純資産総額	919,276,999	100.00

#### その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	79,675,173	8.67
内 アメリカ	79,675,173	8.67
為替予約取引(買建)	20,566,476	2.24
内 日本	20,566,476	2.24

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

### (2) 投資資産 (2023年11月30日現在)

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ISHARES CORE MSCI EMERGING	アメリカ	投資証券	—	110,810	7,193.19 797,077,794	7,290.25 807,833,700	87.88
2	HANERGY THIN FILM POWER GROU	中国	株式	情報技術	172,000	0.00 0	0.00 0	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

##### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	87.88%
合計	87.88%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

##### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物取引	アメリカ	MSCI EMER MKT INDEX (ICE) DEC 23	買建	11	79,811,874	79,675,173	8.67%
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2023年12月	買建	140,000	20,970,670	20,566,476	2.24%

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注 3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注 4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

## 国内REITマザーファンド

### (1) 投資状況 (2023年11月30日現在)

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	3,523,635,790	97.48
内 日本	3,523,635,790	97.48
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	91,004,115	2.52
純資産総額	3,614,639,905	100.00

#### その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引(買建)	92,275,000	2.55
内 日本	92,275,000	2.55

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

### (2) 投資資産 (2023年11月30日現在)

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	日本ビルファンド	日本	投資証券	391	600,220.86 234,686,360	621,000.00 242,811,000	6.72
2	ジャパンリアルエステイト	日本	投資証券	344	566,265.04 194,795,175	575,000.00 197,800,000	5.47
3	野村不動産マスターF	日本	投資証券	1,084	167,270.78 181,321,528	169,800.00 184,063,200	5.09
4	日本プロロジスリート	日本	投資証券	584	281,975.28 164,673,568	280,400.00 163,753,600	4.53
5	KDX不動産投資法人	日本	投資証券	964.42	167,484.67 161,525,566	169,500.00 163,469,190	4.52
6	日本都市ファンド投資法人	日本	投資証券	1,607	97,194.26 156,191,186	98,500.00 158,289,500	4.38
7	GLP投資法人	日本	投資証券	1,133	138,782.76 157,240,871	139,700.00 158,280,100	4.38
8	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	505	273,579.89 138,157,845	263,800.00 133,219,000	3.69

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
9	オリックス不動産投資	日本	投資証券	668	174,992.08 116,894,715	174,400.00 116,499,200	3.22
10	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	750	151,794.17 113,845,633	145,000.00 108,750,000	3.01
11	アドバンス・レジデンス	日本	投資証券	329	335,368.91 110,336,374	325,000.00 106,925,000	2.96
12	インヴィンシブル投資法人	日本	投資証券	1,623	57,882.11 93,942,668	60,000.00 97,380,000	2.69
13	積水ハウス・リート投資	日本	投資証券	1,007	80,607.36 81,171,615	84,700.00 85,292,900	2.36
14	日本プライムリアルティ	日本	投資証券	229	353,720.80 81,002,065	371,000.00 84,959,000	2.35
15	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本	投資証券	1,122	70,789.11 79,425,387	69,400.00 77,866,800	2.15
16	API投資法人	日本	投資証券	176	407,952.72 71,799,679	406,500.00 71,544,000	1.98
17	産業ファンド	日本	投資証券	512	140,741.48 72,059,641	138,000.00 70,656,000	1.95
18	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	116	628,908.94 72,953,438	608,000.00 70,528,000	1.95
19	ラサールロジポート投資	日本	投資証券	429	149,991.19 64,346,224	157,600.00 67,610,400	1.87
20	三井不ロジパーク	日本	投資証券	139	480,707.38 66,818,327	467,000.00 64,913,000	1.80
21	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	215	292,961.32 62,986,684	288,500.00 62,027,500	1.72
22	イオントリート投資	日本	投資証券	411	146,459.45 60,194,834	143,800.00 59,101,800	1.64
23	フロンティア不動産投資	日本	投資証券	124	458,567.80 56,862,408	453,500.00 56,234,000	1.56
24	森ヒルズリート	日本	投資証券	394	143,178.69 56,412,407	140,600.00 55,396,400	1.53
25	大和証券リビング投資法人	日本	投資証券	494	110,764.30 54,717,566	109,300.00 53,994,200	1.49
26	コンフォリア・レジデンシャル	日本	投資証券	165	328,830.24 54,256,991	318,000.00 52,470,000	1.45
27	ヒューリックリート投資法	日本	投資証券	314	156,084.09 49,010,405	155,100.00 48,701,400	1.35
28	森トラストリート投資法人	日本	投資証券	646	72,910.29 47,100,050	73,700.00 47,610,200	1.32
29	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	69	655,885.49 45,256,099	677,000.00 46,713,000	1.29
30	三菱地所物流 REIT	日本	投資証券	116	386,502.34 44,834,272	383,000.00 44,428,000	1.23

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	97.48%
合計	97.48%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	賃建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
不動産投信指数先物取引	日本	T R E I T 先物 051 2月	賃建	50	94,545,500	92,275,000	2.55%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

## 先進国REITマザーファンド

### (1) 投資状況 (2023年11月30日現在)

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	53,341,671	2.82
内 アメリカ	53,341,671	2.82
投資証券	1,783,874,054	94.38
内 香港	13,411,631	0.71
内 シンガポール	66,281,331	3.51
内 イギリス	85,971,613	4.55
内 ベルギー	10,412,065	0.55
内 フランス	45,896,232	2.43
内 カナダ	60,252,981	3.19
内 アメリカ	1,375,934,310	72.79
内 オーストラリア	125,713,891	6.65
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	52,951,386	2.80
純資産総額	1,890,167,111	100.00

#### その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引(買建)	52,684,109	2.79
内 ドイツ	9,811,733	0.52
内 アメリカ	42,872,376	2.27
為替予約取引(買建)	16,453,180	0.87
内 日本	16,453,180	0.87
為替予約取引(売建)	2,352,739	△0.12
内 日本	2,352,739	△0.12

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

### (2) 投資資産 (2023年11月30日現在)

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	9,805	18,283.44 179,269,290	16,624.79 163,006,093	8.62

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
2	EQUINIX INC	アメリカ	投資証券	957	110,698.85 105,938,915	118,878.15 113,766,391	6.02
3	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	4,081	16,535.52 67,481,490	18,054.31 73,679,652	3.90
4	REALTY INCOME CORP	アメリカ	投資証券	8,760	9,017.59 78,994,688	7,893.24 69,144,843	3.66
5	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	5,183	11,870.75 61,526,249	12,971.57 67,231,668	3.56
6	CHOICE PROPERTIES REIT	カナダ	投資証券	43,231	1,541.99 66,662,959	1,393.74 60,252,981	3.19
7	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	2,952	15,387.78 45,425,108	20,325.07 59,999,618	3.17
8	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	1,535	42,538.82 65,297,248	37,929.35 58,221,557	3.08
9	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	24,981	1,997.14 49,892,094	2,272.53 56,770,172	3.00
10	VANGUARD REAL ESTATE ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	4,470	11,343.21 50,704,844	11,933.25 53,341,671	2.82
11	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	10,591	4,701.97 49,799,199	4,356.21 46,136,656	2.44
12	GECINA SA	フランス	投資証券	2,808	16,032.29 45,018,689	16,344.81 45,896,232	2.43
13	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	1,661	26,359.79 43,783,738	25,123.96 41,730,911	2.21
14	IRON MOUNTAIN INC	アメリカ	投資証券	4,307	8,493.29 36,580,742	9,306.58 40,083,481	2.12
15	INVITATION HOMES INC	アメリカ	投資証券	7,927	5,034.20 39,906,730	4,847.42 38,425,555	2.03
16	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	5,544	6,958.17 38,576,920	6,678.44 37,025,320	1.96
17	SEGRO PLC	イギリス	投資証券	22,919	1,535.07 35,183,639	1,532.83 35,131,052	1.86
18	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	シンガポール	投資証券	171,488	224.95 38,592,942	204.20 35,018,364	1.85
19	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	4,108	9,187.75 37,743,718	8,321.22 34,183,574	1.81
20	HOST HOTELS & RESORTS INC	アメリカ	投資証券	12,848	2,590.78 33,286,783	2,564.90 32,953,845	1.74
21	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	1,706	21,987.40 37,510,743	19,049.97 32,499,261	1.72
22	CAPITALAND ASCENDAS REIT	シンガポール	投資証券	99,729	313.14 31,240,471	313.47 31,262,967	1.65
23	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	アメリカ	投資証券	4,605	7,319.67 33,707,319	6,747.57 31,072,567	1.64

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
24	MID-AMERICA APARTMENT COMM	アメリカ	投資証券	1,625	21,664.73 35,205,195	18,216.09 29,601,147	1.57
25	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	1,553	19,772.38 30,706,629	18,824.96 29,235,163	1.55
26	KIMCO REALTY CORP	アメリカ	投資証券	10,437	2,779.47 29,010,163	2,797.27 29,195,122	1.54
27	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	アメリカ	投資証券	4,668	5,815.29 27,146,464	6,023.98 28,119,972	1.49
28	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	アメリカ	投資証券	2,718	10,189.15 27,694,363	10,308.13 28,017,514	1.48
29	WP CAREY INC	アメリカ	投資証券	2,971	10,227.98 30,387,630	9,146.28 27,173,608	1.44
30	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	867	32,392.31 28,084,162	31,212.66 27,061,382	1.43

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	2.82%
投資証券	94.38%
合計	97.20%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	賃建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
不動産投信指 数先物取引	アメリカ	DOW JONES US REAL ESTATE DEC 23	賃建	9	41,904,280	42,872,376	2.27%
	ドイツ	STOXX EUROPE 600 RE DEC 23	賃建	10	9,348,005	9,811,733	0.52%
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2023年12 月	賃建	112,000	16,758,950	16,453,180	0.87%
		米ドル売/円買 2023年12 月	売建	16,000	2,350,304	2,352,739	△0.12%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

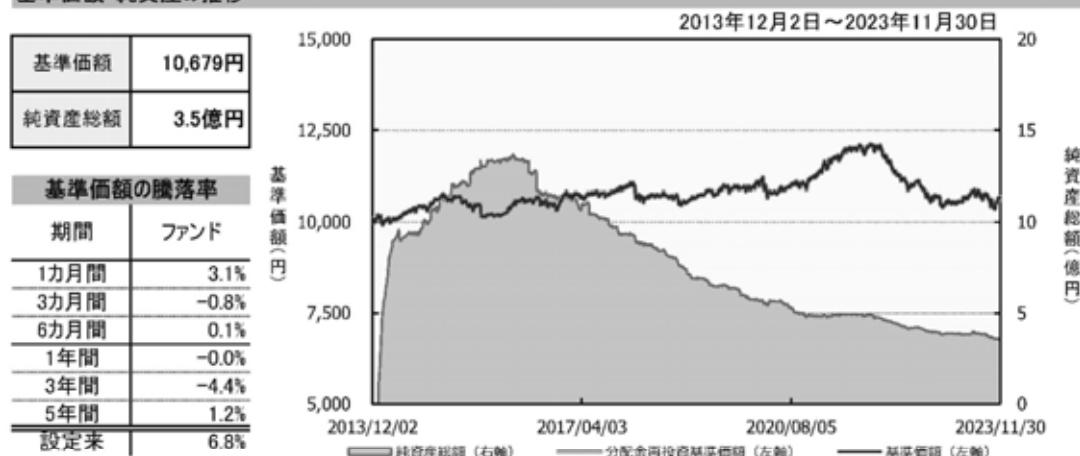
## (参考情報) 運用実績

### ●りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド

2023年11月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

### 基準価額・純資産の推移



※上記の「基準価額の騰落率」とは、

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

### 分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

決算期	直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円									
	第1期 14年5月	第2期 15年5月	第3期 16年5月	第4期 17年5月	第5期 18年5月	第6期 19年5月	第7期 20年5月	第8期 21年5月	第9期 22年5月	第10期 23年5月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

### 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

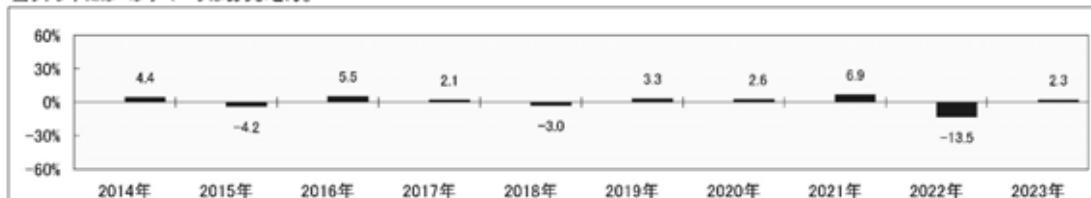
マザーファンド(MF)別構成	比率	資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	組入上位銘柄(除く債券)	国・地域名	比率
国内債券MF	37.4%	国内債券	186	37.0%	日本円	70.4%	TOPIX先物 0512月	日本	8.7%
先進国債券(為替ヘッジあり)MF	15.9%	外国債券	365	22.5%	米ドル	26.3%	ISHARES CORE S&P 500 ETF	アメリカ	6.1%
国内株式MF	9.1%	外国投資信託等	6	14.1%	ユーロ	2.0%	ISHARES CORE MSCI EMERGING	アメリカ	6.0%
先進国株式MF	8.4%	国内株式 先物	2	9.1%	豪ドル	0.5%	ISHARES CORE MSCI EUROPE	アイルランド	1.3%
国内REITMF	7.7%	国内リート・先物	59	7.7%	英ポンド	0.3%	MSCI EMER MKT INDEX (ICE) DEC 23	アメリカ	0.6%
新興国債券MF	7.4%	外国リート・先物	52	6.6%	シンガポール・ドル	0.2%	PROLOGIS INC	アメリカ	0.6%
新興国株式MF	6.9%	外国株式・先物	5	1.1%	カナダ・ドル	0.2%	日本ビルファンド	日本	0.5%
先進国REITMF	6.8%				香港ドル	0.1%	ジャパンリアルエステート	日本	0.4%
					メキシコ・ペソ	0.0%	EQUINIX INC	アメリカ	0.4%
		コール・ローン、その他	12.4%	その他		-0.0%	ミニTPX先物 0512月	日本	0.4%
合計	99.5%	合計	675	-	合計	100.0%	合計		25.0%

※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

### 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2023年は11月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	1.34%	1.32%	0.02%

\*対象期間は2022年5月10日～2023年5月8日です。

\*対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

\*詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧下さい。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受けた取得申込みを取消すことができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

### 2【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

＜一部解約＞

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行

またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合せ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受付けを中止することができます。一部解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国および外国の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。

1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）

3. 価格情報会社の提供する価額

- ・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

- ・外国の株式：原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場

または海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。

- ・株価指数先物取引：原則として、取引所が発表する計算日の清算値段または最終相場で評価します。
- ・わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合せ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）  
ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

## （2）【保管】

該当事項はありません。

## （3）【信託期間】

2013年10月21日から2028年5月8日までとします。ただし、（5）①により信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

## （4）【計算期間】

毎年5月9日から翌年5月8日までとします。ただし、第1計算期間は、2013年10月21日から2014年5月8日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

## （5）【その他】

### ① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前2.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前 2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前 2. から前 4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 2. から前 4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

## ② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の 1. から 7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前 1. の事項（前 1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前 1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前 2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前 2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前 2. から前 5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前 1. から前 6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1. から前 7. までの規定にしたがいます。

## ③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### ④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
  - ・委託会社のホームページ  
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### ⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### ⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

### 4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

＜収益分配金および償還金にかかる請求権＞

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権

利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

<換金請求権>

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（2022年5月10日から2023年5月8日まで）の財務諸表について、有限責任あづさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月23日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな ダイナミック・アロケーション・ファンドの2022年5月10日から2023年5月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな ダイナミック・アロケーション・ファンドの2023年5月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 1 【財務諸表】

りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド

## (1) 【貸借対照表】

	第9期 2022年5月9日現在 金額(円)	第10期 2023年5月8日現在 金額(円)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	6,323,844	5,580,428
親投資信託受益証券	425,520,665	381,228,131
流動資産合計	431,844,509	386,808,559
<b>資産合計</b>	<b>431,844,509</b>	<b>386,808,559</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	99,793	84,034
未払委託者報酬	2,895,053	2,438,723
その他未払費用	18,631	15,676
流動負債合計	3,013,477	2,538,433
<b>負債合計</b>	<b>3,013,477</b>	<b>2,538,433</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	※1 384,984,416	360,432,691
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	43,846,616	23,837,435
（分配準備積立金）	53,558,157	48,949,628
元本等合計	428,831,032	384,270,126
<b>純資産合計</b>	<b>428,831,032</b>	<b>384,270,126</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>431,844,509</b>	<b>386,808,559</b>

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第9期 自 2021年5月11日 至 2022年5月9日 金額(円)	第10期 自 2022年5月10日 至 2023年5月8日 金額(円)
営業収益		
受取利息	-	1
有価証券売買等損益	△19,674,213	△12,688,630
その他収益	1	-
営業収益合計	△19,674,212	△12,688,629
営業費用		
支払利息	980	1,231
受託者報酬	208,531	175,745
委託者報酬	6,049,775	5,099,449
その他費用	38,941	32,790
営業費用合計	6,298,227	5,309,215
営業損失(△)	△25,972,439	△17,997,844
経常損失(△)	△25,972,439	△17,997,844
当期純損失(△)	△25,972,439	△17,997,844
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	151,877	△1,164,235
期首剰余金又は期首次損金(△)	75,499,783	43,846,616
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,717,637	628,787
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	1,717,637	628,787
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,246,488	3,804,359
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	7,246,488	3,804,359
分配金	※1	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	43,846,616	23,837,435

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第10期 自2022年5月10日 至2023年5月8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日  2022年5月8日が休日のため、前計算期間末日を2022年5月9日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第9期 2022年5月9日現在	第10期 2023年5月8日現在
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	415,649,635円 9,197,529円 39,862,748円	384,984,416円 8,955,809円 33,507,534円
2. 計算期間末日における受益権の総数	384,984,416口	360,432,691口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第9期 自2021年5月11日 至2022年5月9日	第10期 自2022年5月10日 至2023年5月8日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(7,429,481円)及び分配準備積立金(53,558,157円)より分配対象額は60,987,638円(1万口当たり1,584.16円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(8,148,569円)及び分配準備積立金(48,949,628円)より分配対象額は57,098,197円(1万口当たり1,584.16円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第10期 自2022年5月10日 至2023年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該額が異なることもあります。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第10期 2023年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第9期 2022年5月9日現在	第10期 2023年5月8日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△18,088,265	△1,079,822
合計	△18,088,265	△1,079,822

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第9期 2022年5月9日現在	第10期 2023年5月8日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第10期 自 2022年5月10日 至 2023年5月8日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	第9期 2022年5月9日現在	第10期 2023年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,1139 円 (11,139 円)	1,0661 円 (10,661 円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	8,927,483	20,376,087	
	先進国株式マザーファンド	6,059,849	19,864,791	
	新興国株式マザーファンド	9,292,117	15,512,260	
	国内債券マザーファンド	181,337,982	196,606,640	
	新興国債券マザーファンド	11,103,584	15,975,836	
	先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド	75,736,631	76,653,044	
	先進国R E I Tマザーファンド	8,149,867	17,399,966	
	国内R E I Tマザーファンド	10,528,982	18,839,507	
親投資信託受益証券 合計			381,228,131	
合計			381,228,131	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「国内株式マザーファンド」受益証券、「先進国株式マザーファンド」受益証券、「新興国株式マザーファンド」受益証券、「国内債券マザーファンド」受益証券、「新興国債券マザーファンド」受益証券、「先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券、「先進国R E I T マザーファンド」受益証券、「国内R E I T マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「国内株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年5月9日現在 金額(円)	2023年5月8日現在 金額(円)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,148,576,117	1,489,088,695
派生商品評価勘定	53,773,340	44,389,940
未収入金	14,780	-
差入委託証拠金	55,135,500	60,426,000
流動資産合計	1,257,499,737	1,593,904,635
<b>資産合計</b>	<b>1,257,499,737</b>	<b>1,593,904,635</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	15,379,240	-
前受金	61,978,250	48,536,500
未払金	151,940	-
未払解約金	7,013,900	1,135,000
流動負債合計	84,523,330	49,671,500
<b>負債合計</b>	<b>84,523,330</b>	<b>49,671,500</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	※1 580,562,934	676,581,093
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	592,413,473	867,652,042
元本等合計	1,172,976,407	1,544,233,135
<b>純資産合計</b>	<b>1,172,976,407</b>	<b>1,544,233,135</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,257,499,737</b>	<b>1,593,904,635</b>

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 5 月 10 日 至 2023 年 5 月 8 日
デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 5 月 9 日現在	2023 年 5 月 8 日現在
1. ※1 期首	2021 年 5 月 11 日	2022 年 5 月 10 日
期首元本額	966, 516, 567 円	580, 562, 934 円
期中追加設定元本額	445, 781, 332 円	722, 040, 222 円
期中一部解約元本額	831, 734, 965 円	626, 022, 063 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6 資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	9, 593, 298 円	5, 931, 019 円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	127, 884, 149 円	220, 014, 690 円
国内株式ファンド（適格機関投資家専用）	294, 313, 185 円	254, 702, 608 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	-円	45, 333 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	-円	58, 079 円
スマート・ミックス・D ガード（為替ヘッジあり）	1, 767, 666 円	2, 973, 713 円
スマート・ミックス・D ガード（為替ヘッジなし）	4, 075, 432 円	4, 153, 723 円
スマート・アロケーション・D ガード	49, 673 円	82, 889 円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	4, 942, 764 円	8, 927, 483 円
堅実バランスファンド 一ハジメの一歩一	3, 120, 020 円	3, 439, 922 円
D C ダイナミック・アロケーション・ファンド	14, 096, 544 円	32, 599, 669 円
ダイワ・ダブルバランス・ファンド（D ガード付／部分為替ヘッジあり）	198, 063 円	377, 689 円

区分	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
ダイワ6資産バランス・ファン ド（Dガード付／為替ヘッジあ り）	32,997,236円	58,340,697円
ダイワ6資産バランス・ファン ド（Dガード付／為替ヘッジな し）	87,512,123円	84,903,350円
DCスマート・アロケーショ ン・Dガード	12,781円	30,229円
計	580,562,934円	676,581,093円
2. 期末日における受益権の総数	580,562,934口	676,581,093口

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年5月10日 至2023年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

区分	2023年5月8日現在
	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類	2022年5月9日現在			2023年5月8日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引						
株価指数先物取引						
買建	1,128,101,250	-	1,166,530,000	38,428,750	1,500,532,500	-
合計	1,128,101,250	-	1,166,530,000	38,428,750	1,500,532,500	-
					1,544,966,000	44,433,500

(注)

1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0204 円 (20,204 円)	2.2824 円 (22,824 円)

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「先進国株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年5月9日現在 金額(円)	2023年5月8日現在 金額(円)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	42,533,560	42,631,435
コール・ローン	90,566,268	53,337,358
投資信託受益証券	686,843,364	932,208,558
投資証券	233,285,450	345,014,862
派生商品評価勘定	432,362	6,306,208
未収入金	4,042,379	2,136,188
差入委託証拠金	50,567,658	45,098,564
流動資産合計	1,108,271,041	1,426,733,173
資産合計	1,108,271,041	1,426,733,173
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,438,581	572,403
未払金	-	31,575,868
未払解約金	-	26,000
流動負債合計	6,438,581	32,174,271
負債合計	6,438,581	32,174,271
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	※1 362,475,413	425,419,645
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	739,357,047	969,139,257
元本等合計	1,101,832,460	1,394,558,902
純資産合計	1,101,832,460	1,394,558,902
負債純資産合計	1,108,271,041	1,426,733,173

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 5 月 10 日 至 2023 年 5 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金

区分	自 2022 年 5 月 10 日 至 2023 年 5 月 8 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) 第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 5 月 9 日現在	2023 年 5 月 8 日現在
1. ※1 期首	2021 年 5 月 11 日	2022 年 5 月 10 日
期首元本額	697, 545, 729 円	362, 475, 413 円
期中追加設定元本額	301, 713, 557 円	539, 593, 071 円
期中一部解約元本額	636, 783, 873 円	476, 648, 839 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6 資産 (為替ヘッジなし) 資金拠出用ファンド (適格機関投資家専用)	8, 939, 704 円	5, 558, 271 円
ダイナミック・アロケーション・ファンド (適格機関投資家専用)	82, 341, 702 円	151, 315, 864 円
先進国株式ファンド (適格機関投資家専用)	195, 785, 974 円	176, 156, 057 円
ターゲット・リターン (コスト控除後 3%) 資金拠出用ファンド (適格機関投資家専用)	-円	6, 708 円
ターゲット・リターン (コスト控除後 5%) 資金拠出用ファンド (適格機関投資家専用)	-円	28, 011 円
スマート・ミックス・D ガード (為替ヘッジなし)	2, 857, 699 円	2, 873, 484 円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	3, 134, 844 円	6, 059, 849 円
堅実バランスファンド 一ハジメの一歩一	1, 998, 152 円	2, 380, 469 円
DC ダイナミック・アロケーション・ファンド	8, 942, 968 円	22, 149, 333 円

区分	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
ダイワ6資産バランス・ファン ド（Dガード付／為替ヘッジなし）	58,474,370円	58,891,599円
計	362,475,413円	425,419,645円
2. 期末日における受益権の総数	362,475,413口	425,419,645口

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年5月10日 至2023年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用してあります。また、信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引

区分	2023年5月8日現在
	デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△70,032,842	33,470,779
投資証券	△12,471,558	13,861,428
合計	△82,504,400	47,332,207

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 1. 株式関連

種類	2022年5月9日現在			2023年5月8日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引						
株価指数先物取引						
買建	188,727,896	-	182,289,872	△6,438,024	105,287,908	-
合計	188,727,896	-	182,289,872	△6,438,024	105,287,908	-

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

#### 2. 通貨関連

種類	2022年5月9日現在			2023年5月8日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引						

種類	2022年5月9日現在				2023年5月8日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	
				うち 1年超			
為替予約取引							
買建	94,586,935	-	95,018,740	431,805	49,117,882	-	48,572,169
アメリカ・ドル	67,667,901	-	67,994,630	326,729	34,564,904	-	34,168,232
ユーロ	26,919,034	-	27,024,110	105,076	14,552,978	-	14,403,937
合計	94,586,935	-	95,018,740	431,805	49,117,882	-	48,572,169
							△545,713

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1 口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.0397 円 (30,397 円)	3.2781 円 (32,781 円)

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	アメリカ・ドル	ISHARES CORE S&P 500 ETF	16,650	6,898,095.000	
	アメリカ・ドル 小計			6,898,095.000 (932,208,558)	
投資信託受益証券 合計				932,208,558 [932,208,558]	
投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES MSCI PACIFIC EX JAPA	8,380	371,234.000	
		ISHARES MSCI CANADA ETF	10,790	382,505.500	
	アメリカ・ドル 小計			753,739.500 (101,860,356)	
	ユーロ	ISHARES CORE MSCI EUROPE	55,660	1,632,786.100	
	ユーロ 小計			1,632,786.100 (243,154,506)	
投資証券 合計				345,014,862 [345,014,862]	
合計				1,277,223,420 [1,277,223,420]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 1 銘柄	90.1%	9.9%	81.0%
	投資証券 2 銘柄			
ユーロ	投資証券 1 銘柄	-%	100%	19.0%

### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「新興国株式マザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年5月9日現在 金額(円)	2023年5月8日現在 金額(円)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	10,347,158	11,691,173
コール・ローン	69,934,424	33,449,110
投資証券	705,209,414	782,654,269
派生商品評価勘定	151,631	2,975,107
未収入金	4,131,642	782,292
差入委託証拠金	52,477,945	40,893,334
流動資産合計	842,252,214	872,445,285
資産合計	842,252,214	872,445,285
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	7,459,691	339,276
未払解約金	25,845	30,243
流動負債合計	7,485,536	369,519
負債合計	7,485,536	369,519
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	※1 506,430,126	522,401,213
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	328,336,552	349,674,553
元本等合計	834,766,678	872,075,766
純資産合計	834,766,678	872,075,766
負債純資産合計	842,252,214	872,445,285

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 5 月 10 日 至 2023 年 5 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

区分	自 2022 年 5 月 10 日 至 2023 年 5 月 8 日
4. その他財務諸表作成のための基 本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) 第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 5 月 9 日現在	2023 年 5 月 8 日現在
1. ※1 期首		
期首元本額	2021 年 5 月 11 日	2022 年 5 月 10 日
期中追加設定元本額	514, 146, 867 円	506, 430, 126 円
期中一部解約元本額	300, 429, 665 円	336, 471, 801 円
期末元本額の内訳	308, 146, 406 円	320, 500, 714 円
ファンド名		
6 資産 (為替ヘッジなし) 資金 拠出用ファンド (適格機関投資 家専用)	9, 900, 000 円	6, 104, 933 円
新興国株式ファンド (適格機関 投資家専用)	365, 371, 082 円	348, 285, 880 円
ターゲット・リターン (コスト 控除後 3%) 資金拠出用ファンド (適格機関投資家専用)	- 円	37, 137 円
ターゲット・リターン (コスト 控除後 5%) 資金拠出用ファンド (適格機関投資家専用)	- 円	178, 733 円
スマート・ミックス・D ガード (為替ヘッジなし)	4, 885, 481 円	5, 698, 544 円
りそな ダイナミック・アロケー ション・ファンド	4, 424, 296 円	9, 292, 117 円
堅実バランスファンド 一ハジメ の一歩一	3, 753, 934 円	4, 733, 639 円
D C ダイナミック・アロケー ション・ファンド	12, 613, 179 円	34, 472, 691 円
ダイワ 6 資産バランス・ファン ド (D ガード付 / 為替ヘッジな し)	105, 482, 154 円	113, 597, 539 円
計	506, 430, 126 円	522, 401, 213 円
2. 期末日における受益権の総数	506, 430, 126 口	522, 401, 213 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022 年 5 月 10 日 至 2023 年 5 月 8 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用してあります。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 5 月 8 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	0	0
投資証券	△210,915,707	△16,310,195
合計	△210,915,707	△16,310,195

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

### 1. 株式関連

種類	2022年5月9日現在			2023年5月8日現在		
	契約額等 (円)	時価 うち 1年超 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 うち 1年超 (円)	評価損益 (円)
市場取引						
株価指数先物取引						
買建	127,562,812	-	120,103,121	△7,459,691	77,265,619	-
合計	127,562,812	-	120,103,121	△7,459,691	77,265,619	-

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

### 2. 通貨関連

種類	2022年5月9日現在			2023年5月8日現在		
	契約額等 (円)	時価 うち 1年超 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 うち 1年超 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引						
為替予約取引						
買建	73,801,023	-	73,952,654	151,631	19,172,160	-
アメリカ・ドル	73,801,023	-	73,952,654	151,631	19,172,160	-
合計	73,801,023	-	73,952,654	151,631	19,172,160	-

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

	2022 年 5 月 9 日現在	2023 年 5 月 8 日現在
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1.6483 円 (16,483 円)	1.6694 円 (16,694 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
香港・ドル	HANERGY THIN FILM POWER GROU	172,000	0.000	0.000	
香港・ドル 小計				0.000 (0)	
合計				0 [0]	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	ISHARES CORE MSCI EMERGING	118,410	5,791,433.100	
	アメリカ・ドル 小計			5,791,433.100 (782,654,269)	
投資証券 合計				782,654,269 [782,654,269]	
合計				782,654,269 [782,654,269]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
香港・ドル	株式 1 銘柄	100%	-%	-%
アメリカ・ドル	投資証券 1 銘柄	-%	100%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「国内債券マザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年5月9日現在 金額(円)	2023年5月8日現在 金額(円)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	29,017,085	30,863,987
国債証券	6,081,442,460	4,892,827,130
未収利息	9,002,608	8,310,729
前払費用	825,482	465,513
流動資産合計	6,120,287,635	4,932,467,359
<b>資産合計</b>	<b>6,120,287,635</b>	<b>4,932,467,359</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	34,000
流動負債合計	-	34,000
<b>負債合計</b>	<b>-</b>	<b>34,000</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	※1 5,591,400,522	4,549,267,557
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	528,887,113	383,165,802
元本等合計	6,120,287,635	4,932,433,359
<b>純資産合計</b>	<b>6,120,287,635</b>	<b>4,932,433,359</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>6,120,287,635</b>	<b>4,932,467,359</b>

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 5 月 10 日 至 2023 年 5 月 8 日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 5 月 9 日現在	2023 年 5 月 8 日現在
1. ※1 期首	2021 年 5 月 11 日	2022 年 5 月 10 日
期首元本額	3,785,071,179 円	5,591,400,522 円
期中追加設定元本額	3,832,076,082 円	5,039,329,054 円
期中一部解約元本額	2,025,746,739 円	6,081,462,019 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6 資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	9,900,000 円	6,116,665 円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	4,337,512,311 円	3,171,010,990 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	760,079 円	18,413 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	799,074 円	280 円
スマート・ミックス・D ガード（為替ヘッジあり）	3,302,340 円	6,076,849 円
スマート・ミックス・D ガード（為替ヘッジなし）	7,429,466 円	8,674,571 円
スマート・アロケーション・D ガード	1,096,153 円	2,234,148 円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	234,533,312 円	181,337,982 円
堅実バランスファンド 一ハジメの一歩一	96,222,764 円	205,081,951 円
D C ダイナミック・アロケーション・ファンド	671,990,293 円	662,664,412 円

区分	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
ダイワ・ダブルバランス・ファンド（Dガード付／部分為替ヘッジあり）	4,331,809円	10,152,470円
ダイワ6資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジあり）	60,680,905円	121,150,420円
ダイワ6資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジなし）	162,561,943円	173,929,888円
DCスマート・アロケーション・Dガード	280,073円	818,518円
計	5,591,400,522円	4,549,267,557円
2. 期末日における受益権の総数	5,591,400,522口	4,549,267,557口

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年5月10日 至2023年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

#### II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	△150,466,400	△55,590,020
合計	△150,466,400	△55,590,020

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,0946 円 (10,946 円)	1,0842 円 (10,842 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
国債証券	4 4 0 2年国債	75,000,000	75,093,750	
	4 4 2 2年国債	55,000,000	55,073,150	
	4 4 3 2年国債	23,000,000	23,032,200	
	1 4 0 5年国債	31,000,000	31,070,680	
	1 4 1 5年国債	50,000,000	50,126,500	
	1 4 2 5年国債	30,000,000	30,084,900	
	1 4 3 5年国債	77,000,000	77,229,460	
	1 4 5 5年国債	75,000,000	75,266,250	
	1 4 6 5年国債	120,000,000	120,454,800	
	1 4 7 5年国債	56,000,000	56,071,680	
	1 4 8 5年国債	100,000,000	100,109,000	
	1 4 9 5年国債	30,000,000	30,025,200	
	1 5 0 5年国債	27,000,000	27,009,720	
	1 5 1 5年国債	18,000,000	17,992,980	
	1 5 3 5年国債	31,000,000	30,961,560	
	1 5 4 5年国債	84,000,000	84,146,160	
	1 4 0 年国債	11,000,000	13,914,010	
	2 4 0 年国債	7,000,000	8,524,600	
	3 4 0 年国債	7,000,000	8,508,430	
	4 4 0 年国債	14,000,000	17,047,940	
	5 4 0 年国債	10,000,000	11,765,400	
	6 4 0 年国債	22,000,000	25,413,520	
	7 4 0 年国債	11,000,000	12,156,540	
	8 4 0 年国債	11,000,000	11,298,650	
	9 4 0 年国債	16,000,000	12,152,480	
	1 0 4 0 年国債	27,000,000	24,008,940	
	1 1 4 0 年国債	14,000,000	11,989,880	
	1 2 4 0 年国債	16,000,000	12,254,560	
	1 3 4 0 年国債	23,000,000	17,457,460	
	1 4 4 0 年国債	22,000,000	17,836,060	
	1 5 4 0 年国債	19,000,000	16,895,750	
	3 3 4 1 0 年国債	42,000,000	42,330,540	
	3 3 6 1 0 年国債	41,000,000	41,381,300	
	3 3 7 1 0 年国債	32,000,000	32,193,920	
	3 3 8 1 0 年国債	48,000,000	48,411,360	
	3 3 9 1 0 年国債	40,000,000	40,385,200	
	3 4 0 1 0 年国債	12,000,000	12,127,920	
	3 4 2 1 0 年国債	45,000,000	45,180,450	
	3 4 3 1 0 年国債	60,000,000	60,243,000	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	3 4 4 10年国債	62,000,000	62,250,480	
	3 4 5 10年国債	50,000,000	50,189,500	
	3 4 6 10年国債	50,000,000	50,164,000	
	3 4 7 10年国債	55,000,000	55,146,850	
	3 4 8 10年国債	44,000,000	44,076,560	
	3 4 9 10年国債	75,000,000	75,068,250	
	3 5 0 10年国債	50,000,000	49,975,500	
	3 5 2 10年国債	45,000,000	44,928,000	
	3 5 3 10年国債	28,000,000	27,937,560	
	3 5 4 10年国債	40,000,000	39,883,600	
	3 5 6 10年国債	45,000,000	44,801,550	
	3 5 7 10年国債	52,000,000	51,727,520	
	3 5 8 10年国債	30,000,000	29,806,800	
	3 5 9 10年国債	51,000,000	50,606,280	
	3 6 0 10年国債	50,000,000	49,511,000	
	3 6 1 10年国債	65,000,000	64,246,650	
	3 6 2 10年国債	19,000,000	18,744,070	
	3 6 3 10年国債	48,000,000	47,276,640	
	3 6 4 10年国債	51,000,000	50,146,770	
	3 6 5 10年国債	60,000,000	58,917,600	
	3 6 6 10年国債	47,000,000	46,493,810	
	3 6 7 10年国債	43,000,000	42,467,660	
	3 6 8 10年国債	47,000,000	46,339,180	
4	30年国債	10,000,000	11,977,300	
1 1	30年国債	1,000,000	1,124,740	
1 2	30年国債	5,000,000	5,828,700	
1 5	30年国債	9,000,000	10,924,110	
1 6	30年国債	5,000,000	6,082,100	
1 7	30年国債	13,000,000	15,694,510	
1 8	30年国債	10,000,000	11,975,500	
2 2	30年国債	4,000,000	4,916,320	
2 3	30年国債	10,000,000	12,317,500	
2 5	30年国債	8,000,000	9,675,360	
2 6	30年国債	12,000,000	14,689,200	
2 7	30年国債	9,000,000	11,173,050	
2 8	30年国債	15,000,000	18,659,850	
2 9	30年国債	13,000,000	16,010,670	
3 0	30年国債	15,000,000	18,283,050	
3 1	30年国債	7,000,000	8,430,450	
3 2	30年国債	15,000,000	18,302,250	
3 3	30年国債	21,000,000	24,617,250	
3 4	30年国債	16,000,000	19,275,040	
3 5	30年国債	20,000,000	23,467,400	
3 6	30年国債	21,000,000	24,665,130	
3 7	30年国債	23,000,000	26,617,440	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	3 8 30年国債	13,000,000	14,784,640	
	4 0 30年国債	16,000,000	18,196,640	
	4 1 30年国債	11,000,000	12,305,590	
	4 2 30年国債	14,000,000	15,664,600	
	4 3 30年国債	5,000,000	5,595,550	
	4 4 30年国債	10,000,000	11,192,900	
	4 5 30年国債	12,000,000	12,962,760	
	4 6 30年国債	18,000,000	19,440,180	
	4 7 30年国債	5,000,000	5,493,550	
	4 8 30年国債	20,000,000	21,172,000	
	4 9 30年国債	15,000,000	15,872,400	
	5 0 30年国債	19,000,000	17,795,970	
	5 1 30年国債	22,000,000	18,333,920	
	5 2 30年国債	11,000,000	9,585,950	
	5 3 30年国債	15,000,000	13,343,850	
	5 4 30年国債	12,000,000	11,150,880	
	5 5 30年国債	15,000,000	13,903,800	
	5 6 30年国債	11,000,000	10,170,380	
	5 7 30年国債	15,000,000	13,833,450	
	5 8 30年国債	10,000,000	9,198,700	
	5 9 30年国債	11,000,000	9,852,920	
	6 0 30年国債	10,000,000	9,361,900	
	6 1 30年国債	6,000,000	5,333,760	
	6 2 30年国債	17,000,000	14,298,360	
	6 3 30年国債	9,000,000	7,335,000	
	6 4 30年国債	13,000,000	10,547,160	
	6 5 30年国債	15,000,000	12,150,150	
	6 6 30年国債	5,000,000	4,027,850	
	6 7 30年国債	12,000,000	10,183,200	
	6 8 30年国債	21,000,000	17,763,690	
	6 9 30年国債	17,000,000	14,762,120	
	7 0 30年国債	19,000,000	16,465,970	
	7 1 30年国債	17,000,000	14,717,920	
	7 2 30年国債	17,000,000	14,703,130	
	7 3 30年国債	15,000,000	12,960,600	
	7 4 30年国債	23,000,000	21,506,610	
	7 5 30年国債	16,000,000	16,119,040	
	7 6 30年国債	13,000,000	13,404,430	
	7 3 20年国債	20,000,000	20,671,600	
	8 4 20年国債	12,000,000	12,642,720	
	9 2 20年国債	15,000,000	16,141,950	
	9 4 20年国債	20,000,000	21,609,800	
	9 5 20年国債	7,000,000	7,651,490	
	9 9 20年国債	17,000,000	18,583,720	
	1 0 0 20年国債	17,000,000	18,723,120	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	102 20年国債	13,000,000	14,510,470	
	103 20年国債	10,000,000	11,111,100	
	104 20年国債	30,000,000	33,028,200	
	105 20年国債	10,000,000	11,052,900	
	107 20年国債	24,000,000	26,628,720	
	108 20年国債	30,000,000	32,951,400	
	111 20年国債	10,000,000	11,242,100	
	113 20年国債	24,000,000	26,934,480	
	114 20年国債	28,000,000	31,535,560	
	116 20年国債	15,000,000	17,054,100	
	117 20年国債	11,000,000	12,431,760	
	118 20年国債	10,000,000	11,262,700	
	119 20年国債	9,000,000	10,010,160	
	120 20年国債	26,000,000	28,553,460	
	121 20年国債	16,000,000	17,948,640	
	123 20年国債	10,000,000	11,391,200	
	125 20年国債	11,000,000	12,644,280	
	126 20年国債	9,000,000	10,206,630	
	128 20年国債	15,000,000	16,934,850	
	129 20年国債	37,000,000	41,478,850	
	130 20年国債	7,000,000	7,866,600	
	131 20年国債	9,000,000	10,040,670	
	132 20年国債	6,000,000	6,708,360	
	133 20年国債	20,000,000	22,529,200	
	134 20年国債	17,000,000	19,184,840	
	136 20年国債	8,000,000	8,890,160	
	137 20年国債	15,000,000	16,825,800	
	138 20年国債	10,000,000	11,040,200	
	139 20年国債	10,000,000	11,128,700	
	140 20年国債	20,000,000	22,448,800	
	141 20年国債	20,000,000	22,470,000	
	142 20年国債	17,000,000	19,257,430	
	143 20年国債	12,000,000	13,372,680	
	144 20年国債	30,000,000	33,146,700	
	145 20年国債	25,000,000	28,118,500	
	146 20年国債	23,000,000	25,886,040	
	147 20年国債	22,000,000	24,550,900	
	148 20年国債	22,000,000	24,329,360	
	149 20年国債	24,000,000	26,541,120	
	150 20年国債	30,000,000	32,850,900	
	151 20年国債	19,000,000	20,370,660	
	152 20年国債	19,000,000	20,363,820	
	153 20年国債	23,000,000	24,902,560	
	154 20年国債	22,000,000	23,546,600	
	155 20年国債	19,000,000	19,867,920	

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	156 20年国債	20,000,000	19,406,400	
	157 20年国債	21,000,000	19,797,960	
	158 20年国債	22,000,000	21,514,680	
	159 20年国債	24,000,000	23,730,960	
	160 20年国債	28,000,000	28,000,000	
	161 20年国債	20,000,000	19,692,400	
	162 20年国債	20,000,000	19,649,000	
	163 20年国債	22,000,000	21,565,280	
	164 20年国債	41,000,000	39,496,940	
	165 20年国債	20,000,000	19,203,800	
	166 20年国債	15,000,000	14,794,650	
	167 20年国債	19,000,000	18,133,030	
	168 20年国債	6,000,000	5,618,640	
	169 20年国債	14,000,000	12,853,960	
	170 20年国債	15,000,000	13,716,000	
	171 20年国債	19,000,000	17,314,510	
	172 20年国債	11,000,000	10,157,510	
	173 20年国債	28,000,000	25,751,600	
	174 20年国債	15,000,000	13,739,400	
	175 20年国債	17,000,000	15,797,760	
	176 20年国債	25,000,000	23,158,000	
	177 20年国債	26,000,000	23,589,280	
	178 20年国債	39,000,000	35,945,910	
	179 20年国債	17,000,000	15,629,120	
	180 20年国債	26,000,000	25,174,760	
	181 20年国債	23,000,000	22,630,850	
	182 20年国債	27,000,000	27,460,080	
国債証券 合計			4,892,827,130	
合計			4,892,827,130	

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

「新興国債券マザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年5月9日現在 金額(円)	2023年5月8日現在 金額(円)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	97,092,057	190,223,339
コール・ローン	104,542,408	73,118,774
国債証券	3,819,466,870	3,933,212,126
未収利息	41,597,911	35,837,242
前払費用	6,532,318	3,812,999
流動資産合計	4,069,231,564	4,236,204,480
<b>資産合計</b>	<b>4,069,231,564</b>	<b>4,236,204,480</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	15,124,707	147,572,880
未払解約金	76,900,000	52,412,000
流動負債合計	92,024,707	199,984,880
<b>負債合計</b>	<b>92,024,707</b>	<b>199,984,880</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	※1 2,879,488,185	2,805,305,363
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,097,718,672	1,230,914,237
元本等合計	3,977,206,857	4,036,219,600
<b>純資産合計</b>	<b>3,977,206,857</b>	<b>4,036,219,600</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>4,069,231,564</b>	<b>4,236,204,480</b>

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 5 月 10 日 至 2023 年 5 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 5 月 9 日現在	2023 年 5 月 8 日現在
1. ※1 期首	2021 年 5 月 11 日	2022 年 5 月 10 日
期首先元本額	2, 948, 656, 166 円	2, 879, 488, 185 円
期中追加設定元本額	881, 465, 806 円	760, 508, 456 円
期中一部解約元本額	950, 633, 787 円	834, 691, 278 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		

区分	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
6 資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	29,296,871 円	17,824,317 円
ダイワ米ドル建て新興国債券ファンドM（FOFs用）（適格機関投資家専用）	239,897,456 円	215,839,134 円
新興国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	2,278,765,058 円	2,101,175,407 円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	-円	131,007 円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	-円	69,288 円
ダイワバランスファンド 2023-01（適格機関投資家専用）	-円	106,447,472 円
スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）	5,749,226 円	6,591,463 円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	5,583,420 円	11,103,584 円
堅実バランスファンド 一ハジメの一歩一	6,752,971 円	8,162,744 円
D C ダイナミック・アロケーション・ファンド	15,930,503 円	40,637,856 円
ダイワバランスファンド 2021-02（適格機関投資家専用）	171,615,835 円	165,512,818 円
ダイワ 6 資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジなし）	125,896,845 円	131,810,273 円
計	2,879,488,185 円	2,805,305,363 円
2. 期末日における受益権の総数	2,879,488,185 口	2,805,305,363 口

（金融商品に関する注記）

#### I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022年5月10日 至 2023年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	自 2022 年 5 月 10 日 至 2023 年 5 月 8 日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用してしております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 5 月 8 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2022 年 5 月 9 日現在	2023 年 5 月 8 日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	△730, 587, 994	△16, 811, 469
合計	△730, 587, 994	△16, 811, 469

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2022 年 5 月 9 日現在	2023 年 5 月 8 日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,3812円 (13,812円)	1,4388円 (14,388円)

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	7.625% Turkey Government International Bond 20290426	200,000.000	189,318.000	
		6.35% Turkey Government International Bond 20240810	600,000.000	586,230.000	
		4.25% Turkey Government International Bond 20250313	600,000.000	555,282.000	
		5.25% Turkey Government International Bond 20300313	200,000.000	165,102.000	
		6.375% Turkey Government International Bond 20251014	400,000.000	378,556.000	
		6.5% TURKEY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20330920	1,000,000.000	845,690.000	
		5.25% HUNGARY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20290616	400,000.000	399,852.000	
		3.125% HUNGARY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20510921	200,000.000	125,416.000	
		2.125% HUNGARY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20310922	600,000.000	472,524.000	
		5.5% POLAND GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20271116	600,000.000	631,920.000	
		5.5% POLAND GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20530404	400,000.000	415,416.000	
		4.5% Brazilian Government International Bond 20290530	400,000.000	381,164.000	
		4.75% Brazilian Government International Bond 20500114	400,000.000	293,892.000	
		3.875% Brazilian Government International Bond 20300612	400,000.000	357,592.000	
		3.75% BRAZILIAN GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20310912	600,000.000	519,534.000	
		4.5% Colombia Government International Bond 20290315	800,000.000	698,400.000	
		4.125% Colombia Government International Bond 20510515	600,000.000	355,230.000	
		3.25% COLOMBIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20320422	400,000.000	290,756.000	
		8% COLOMBIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20330420	200,000.000	200,110.000	
		2.783% Peruvian Government International Bond 20310123	600,000.000	518,382.000	
		2.78% Peruvian Government International Bond 20601201	150,000.000	90,070.500	
		3.55% PERUVIAN GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20510310	200,000.000	148,790.000	
		3% PERUVIAN GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20340115	250,000.000	208,367.500	
		4.375% URUGUAY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20310123	400,000.000	402,916.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2. 55% BONOS TESORERIA PESOS 20320127	600,000.000	521,280.000	
		3. 1% BONOS TESORERIA PESOS 20610122	200,000.000	131,410.000	
		2. 55% BONOS TESORERIA PESOS 20330727	400,000.000	334,692.000	
		3. 5% BONOS TESORERIA PESOS 20340131	200,000.000	180,104.000	
		4. 34% BONOS TESORERIA PESOS 20420307	200,000.000	180,154.000	
		3. 5% BONOS TESORERIA PESOS 20530415	400,000.000	299,624.000	
		1. 2% CHINA GOVERNMENT BOND 20301021	600,000.000	514,002.000	
		6. 4% DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND 20490605	750,000.000	630,000.000	
		5. 875% DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND 20600130	450,000.000	344,232.000	
		4. 875% DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND 20320923	150,000.000	130,410.000	
		2. 125% ABU DHABI (EMIRATE OF) 20240930	400,000.000	386,208.000	
		2. 5% ABU DHABI (EMIRATE OF) 20290930	400,000.000	369,424.000	
		3. 125% ABU DHABI (EMIRATE OF) 20490930	200,000.000	150,300.000	
		2. 5% ABU DHABI (EMIRATE OF) 20250416	400,000.000	387,148.000	
		3. 125% ABU DHABI (EMIRATE OF) 20300416	600,000.000	573,012.000	
		3. 875% ABU DHABI (EMIRATE OF) 20500416	400,000.000	342,228.000	
		2. 7% ABU DHABI (EMIRATE OF) 20700902	200,000.000	124,628.000	
		1. 875% ABU DHABI (EMIRATE OF) 20310915	200,000.000	171,342.000	
		2. 25% KSA SUKUK LTD 20310517	400,000.000	349,940.000	
		5. 268% KSA SUKUK LTD 20281025	200,000.000	210,796.000	
		6. 25% OMAN SULTANATE OF (GOVERNMENT) 20310125	400,000.000	414,964.000	
		3. 375% QATAR (STATE OF) 20240314	200,000.000	197,630.000	
		4% QATAR (STATE OF) 20290314	400,000.000	401,996.000	
		4. 817% QATAR (STATE OF) 20490314	400,000.000	392,656.000	
		3. 4% QATAR (STATE OF) 20250416	200,000.000	196,480.000	
		4. 4% QATAR (STATE OF) 20500416	400,000.000	372,180.000	
		3. 75% QATAR (STATE OF) 20300416	800,000.000	791,408.000	
		4. 375% SAUDI ARABIA (KINGDOM OF) 20290416	400,000.000	403,036.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		5.25% SAUDI ARABIA (KINGDOM OF) 20500116	200,000.000	196,488.000	
		3.75% SAUDI ARABIA (KINGDOM OF) 20550121	400,000.000	307,208.000	
		2.9% SAUDI ARABIA (KINGDOM OF) 20251022	400,000.000	387,784.000	
		4.5% SAUDI ARABIA (KINGDOM OF) 20600422	600,000.000	529,584.000	
		3.25% SAUDI ARABIA (KINGDOM OF) 20301022	200,000.000	186,930.000	
		4.5% Mexico Government International Bond 20290422	600,000.000	591,630.000	
		4.5% Mexico Government International Bond 20500131	400,000.000	324,516.000	
		4.75% Mexico Government International Bond 20320427	800,000.000	777,856.000	
		5% Mexico Government International Bond 20510427	400,000.000	345,032.000	
		3.75% MEXICO GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20710419	400,000.000	265,964.000	
		3.5% MEXICO GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20340212	200,000.000	171,042.000	
		3.16% Panama Government International Bond 20300123	200,000.000	176,726.000	
		4.5% Panama Government International Bond 20560401	800,000.000	599,200.000	
		6.4% PANAMA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20350214	400,000.000	420,604.000	
		1% Argentine Republic International Bond 20290709	193,085.000	49,111.120	
		1.5% Argentine Republic International Bond 20350709	2,147,859.000	502,448.630	
		3.875% Argentine Republic International Bond 20380109	1,136,488.000	331,104.410	
		3.5% Argentine Republic International Bond 20410709	770,000.000	203,541.800	
		1.5% Argentine Republic International Bond 20460709	400,000.000	96,344.000	
		7.253% Ukraine Government International Bond 20330315	400,000.000	65,600.000	
		4% Romanian Government International Bond 20510214	400,000.000	278,944.000	
		3.75% Philippine Government International Bond 20290114	800,000.000	777,200.000	
		3.2% PHILIPPINE GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20460706	200,000.000	153,362.000	
		3.85% Indonesia Government International Bond 20301015	600,000.000	582,036.000	
		4.2% Indonesia Government International Bond 20501015	200,000.000	176,328.000	
		3.05% INDONESIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20510312	200,000.000	151,558.000	
		8.7002% ARAB REP EGYPT 20490301	400,000.000	209,572.000	
		8.875% ARAB REP EGYPT 20500529	400,000.000	208,520.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		7. 625% ARAB REP EGYPT 20320529	200,000.000	111,000.000	
		7. 5% ARAB REP EGYPT 20610216	200,000.000	98,262.000	
		4. 85% South Africa Government International 20290930	600,000.000	537,768.000	
		5. 75% South Africa Government International 20490930	400,000.000	285,032.000	
		7. 375% NIGERIA GOVERNMENT BOND 20330928	400,000.000	274,632.000	
	アメリカ・ドル 小計			29,104,721.960 (3,933,212,126)	
国債証券 合計				3,933,212,126 [3,933,212,126]	
合計				3,933,212,126 [3,933,212,126]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 85 銘柄	100%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

「先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況  
 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年5月9日現在 金額(円)	2023年5月8日現在 金額(円)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	569,955,199	176,381,023
コール・ローン	547,105,848	290,387,159
国債証券	8,375,977,398	7,733,086,947
派生商品評価勘定	7,721,473	54,740,482
未収入金	11,867,766	731,748
未収利息	65,334,382	63,245,037
前払費用	3,640,450	4,759,755
流動資産合計	9,581,602,516	8,323,332,151
<b>資産合計</b>	<b>9,581,602,516</b>	<b>8,323,332,151</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	68,490,163	3,994,836
未払金	389,855,845	254,299,703
未払解約金	25,040,409	-
流動負債合計	483,386,417	258,294,539
<b>負債合計</b>	<b>483,386,417</b>	<b>258,294,539</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	※1 8,450,490,025	7,968,557,503
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	647,726,074	96,480,109
元本等合計	9,098,216,099	8,065,037,612
<b>純資産合計</b>	<b>9,098,216,099</b>	<b>8,065,037,612</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>9,581,602,516</b>	<b>8,323,332,151</b>

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 5 月 10 日 至 2023 年 5 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 5 月 9 日現在	2023 年 5 月 8 日現在
1. ※1 期首	2021 年 5 月 11 日	2022 年 5 月 10 日
期首先元本額	7, 125, 746, 995 円	8, 450, 490, 025 円
期中追加設定元本額	3, 519, 875, 495 円	2, 853, 078, 327 円
期中一部解約元本額	2, 195, 132, 465 円	3, 335, 010, 849 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		

区分	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
5 資産（為替ヘッジあり）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	14,700,000 円	11,019,018 円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	2,010,758,800 円	1,324,517,120 円
先進国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	5,891,802,194 円	6,035,179,905 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	-円	293,239 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	-円	73,911 円
スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジあり）	3,310,931 円	6,443,479 円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	109,165,139 円	75,736,631 円
堅実バランスファンド 一ハジメの一歩一	48,174,850 円	109,631,675 円
DC ダイナミック・アロケーション・ファンド	311,501,356 円	276,451,413 円
ダイワ 6 資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジあり）	61,076,755 円	129,211,112 円
計	8,450,490,025 円	7,968,557,503 円
2. 期末日における受益権の総数	8,450,490,025 口	7,968,557,503 口

（金融商品に関する注記）

#### I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022年5月10日 至 2023年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用してあります。

区分	自 2022 年 5 月 10 日 至 2023 年 5 月 8 日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 5 月 8 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

### 売買目的有価証券

種類	2022 年 5 月 9 日現在	2023 年 5 月 8 日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	△1,035,771,393	△418,460,853
合計	△1,035,771,393	△418,460,853

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

### 通貨関連

種類	2022 年 5 月 9 日現在			2023 年 5 月 8 日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引						
為替予約取引						

種類	2022年5月9日現在				2023年5月8日現在			
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)		
		うち 1年超	うち 1年超					
売建	9,181,299,825	-	9,242,068,515	△60,768,690	7,993,040,360	-	7,942,294,714	50,745,646
アメリカ・ドル	4,565,049,296	-	4,608,713,743	△43,664,447	3,899,389,575	-	3,873,444,027	25,945,548
イギリス・ポンド	498,511,343	-	493,276,108	5,235,235	351,640,790	-	350,951,208	689,582
イスラエル・シェケル	36,412,260	-	36,164,364	247,896	32,845,001	-	32,574,534	270,467
オーストラリア・ドル	148,998,836	-	148,416,806	582,030	118,411,930	-	119,975,729	△1,563,799
オフショア・人民元	137,574,049	-	137,010,012	564,037	315,102,167	-	312,813,799	2,288,368
カナダ・ドル	189,755,430	-	189,231,085	524,345	142,800,970	-	143,723,818	△922,848
シンガポール・ドル	40,111,090	-	40,239,062	△127,972	49,702,595	-	49,674,184	28,411
スウェーデン・クローナ	24,694,622	-	24,440,150	254,472	23,778,190	-	23,825,837	△47,647
デンマーク・クローネ	44,739,840	-	45,051,879	△312,039	44,392,281	-	44,034,585	357,696
ニュージーランド・ドル	-	-	-	-	22,752,201	-	23,045,771	△293,570
ノルウェー・クローネ	22,727,639	-	22,414,181	313,458	20,809,140	-	20,914,264	△105,124
ポーランド・ズロチ	41,018,118	-	41,075,627	△57,509	49,061,263	-	48,710,817	350,446
メキシコ・ペソ	72,750,615	-	74,235,817	△1,485,202	92,666,143	-	93,727,991	△1,061,848
ユーロ	3,358,956,687	-	3,381,799,681	△22,842,994	2,829,688,114	-	2,804,878,150	24,809,964
合計	9,181,299,825	-	9,242,068,515	△60,768,690	7,993,040,360	-	7,942,294,714	50,745,646

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1 口当たり純資産額	1.0766 円	1.0121 円

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
(1万口当たり純資産額)	(10,766円)	(10,121円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	6.125% United States Treasury Note/Bond 20271115	870,000.000	967,152.900	
		5.25% United States Treasury Note/Bond 20281115	820,000.000	893,923.000	
		5.375% United States Treasury Note/Bond 20310215	740,000.000	840,506.800	
		5% United States Treasury Note/Bond 20370515	130,000.000	151,898.500	
		3.75% United States Treasury Note/Bond 20410815	620,000.000	618,133.800	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20430215	1,100,000.000	989,263.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20241115	2,500,000.000	2,427,275.000	
		2.125% United States Treasury Note/Bond 20250515	2,000,000.000	1,930,340.000	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20260815	510,000.000	477,334.500	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20270215	900,000.000	860,220.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20470215	200,000.000	172,718.000	
		2% United States Treasury Note/Bond 20240430	1,250,000.000	1,217,675.000	
		2.25% United States Treasury Note/Bond 20270815	420,000.000	399,924.000	
		3% United States Treasury Note/Bond 20480215	300,000.000	259,125.000	
		2.625% United States Treasury Note/Bond 20290215	1,030,000.000	985,936.600	
		3% United States Treasury Note/Bond 20490215	900,000.000	780,183.000	
		1.75% United States Treasury Note/Bond 20240630	650,000.000	629,759.000	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20290815	540,000.000	486,480.600	
		2.375% United States Treasury Note/Bond 20491115	600,000.000	458,106.000	
		1.75% United States Treasury Note/Bond 20261231	400,000.000	375,912.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20270331	600,000.000	537,828.000	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20300515	540,000.000	447,417.000	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20400515	300,000.000	199,638.000	
		1.375% United States Treasury Note/Bond 20500815	350,000.000	206,997.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1. 125% United States Treasury Note/Bond 20400815	270,000.000	178,262.100	
		0.25% United States Treasury Note/Bond 20250930	300,000.000	276,402.000	
		0.875% United States Treasury Note/Bond 20301115	250,000.000	209,422.500	
		1. 625% United States Treasury Note/Bond 20501115	500,000.000	315,935.000	
		1. 375% United States Treasury Note/Bond 20401115	890,000.000	611,554.600	
		0.625% United States Treasury Note/Bond 20271130	310,000.000	273,227.800	
		0.75% United States Treasury Note/Bond 20280131	680,000.000	600,521.600	
		1. 125% United States Treasury Note/Bond 20310215	100,000.000	85,179.000	
		1. 25% United States Treasury Note/Bond 20280331	550,000.000	496,072.500	
		0.75% United States Treasury Note/Bond 20260331	3,250,000.000	2,998,125.000	
		1. 625% United States Treasury Note/Bond 20310515	100,000.000	87,876.000	
		2. 375% United States Treasury Note/Bond 20510515	240,000.000	181,723.200	
		1. 25% United States Treasury Note/Bond 20280630	300,000.000	269,142.000	
		0.875% United States Treasury Note/Bond 20260630	300,000.000	276,126.000	
		2% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20510815	350,000.000	242,427.500	
		1. 375% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20311115	680,000.000	579,135.600	
		1. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20511115	330,000.000	221,086.800	
		1. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20320215	400,000.000	353,904.000	
		2. 75% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20320815	300,000.000	283,896.000	
		4. 125% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20321115	800,000.000	844,248.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20521115	600,000.000	627,840.000	
		4% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20291031	600,000.000	619,428.000	
		3. 875% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20271130	200,000.000	203,746.000	
	アメリカ・ドル	小計		28,149,027.900 (3,804,059,630)	
	イギリス・ポン ド	1.5% United Kingdom Gilt 20470722	80,000.000	47,531.200	
		1.75% United Kingdom Gilt 20370907	130,000.000	98,254.000	
		1.75% United Kingdom Gilt 20570722	90,000.000	51,771.600	
		1.25% United Kingdom Gilt 20270722	100,000.000	90,770.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		1. 625% United Kingdom Gilt 20281022	100,000.000	90,400.000	
		1. 75% United Kingdom Gilt 20490122	170,000.000	105,638.000	
		0. 875% United Kingdom Gilt 20291022	30,000.000	25,360.800	
		1. 25% United Kingdom Gilt 20411022	155,000.000	98,079.350	
		0. 375% United Kingdom Gilt 20301022	150,000.000	118,293.000	
		0. 5% United Kingdom Gilt 20611022	130,000.000	42,212.300	
		0. 125% United Kingdom Gilt 20260130	80,000.000	72,700.800	
		1. 125% UNITED KINGDOM GILT 20390131	60,000.000	39,558.000	
		0. 5% UNITED KINGDOM GILT 20290131	60,000.000	50,110.800	
		1% UNITED KINGDOM GILT 20320131	150,000.000	119,880.000	
		4. 25% United Kingdom Gilt 20320607	120,000.000	125,316.000	
		4. 5% United Kingdom Gilt 20340907	240,000.000	254,712.000	
		4. 25% United Kingdom Gilt 20401207	90,000.000	91,549.800	
		3. 75% United Kingdom Gilt 20520722	200,000.000	186,334.000	
		3. 25% United Kingdom Gilt 20440122	140,000.000	121,969.400	
		3. 5% United Kingdom Gilt 20680722	111,000.000	99,634.710	
		イギリス・ポンド 小計		1,930,075.760 (329,425,331)	
	イスラエル・シユケル	2% Israel Government Bond - Fixed 20270331	250,000.000	234,140.000	
		3. 75% Israel Government Bond - Fixed 20470331	150,000.000	142,974.000	
		1% Israel Government Bond - Fixed 20300331	200,000.000	168,082.000	
		1. 5% Israel Government Bond - Fixed 20370531	120,000.000	89,605.200	
		イスラエル・シユケル 小計		634,801.200 (23,558,361)	
	オーストラリア・ドル	4. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20270421	200,000.000	213,120.000	
		4. 5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421	310,000.000	340,848.100	
		4. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20260421	130,000.000	134,719.000	
		3. 25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20390621	90,000.000	85,039.200	
		2. 75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20271121	80,000.000	79,166.400	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		3% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20470321	40,000.000	34,669.200	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20281121	80,000.000	78,776.000	
		2.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20300521	150,000.000	143,704.500	
		2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20410521	30,000.000	25,938.300	
		1.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20510621	70,000.000	44,665.600	
		1% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20311121	120,000.000	99,778.800	
	オーストラリア・ドル	小計		1,280,425.100 (116,697,944)	
オフショア・人民元		3.25% China Government Bond 20281122	1,000,000.000	1,036,180.000	
		3.13% China Government Bond 20291121	1,000,000.000	1,027,830.000	
		2.85% China Government Bond 20270604	1,000,000.000	1,012,210.000	
		2.68% China Government Bond 20300521	600,000.000	597,270.000	
		3.02% China Government Bond 20251022	300,000.000	304,695.000	
		3.27% China Government Bond 20301119	300,000.000	312,555.000	
		3.81% China Government Bond 20500914	300,000.000	336,351.000	
		3.72% China Government Bond 20510412	200,000.000	221,114.000	
		3.02% China Government Bond 20310527	400,000.000	408,060.000	
		2.47% CHINA GOVERNMENT BOND 20240902	1,000,000.000	1,002,760.000	
		2.74% CHINA GOVERNMENT BOND 20260804	1,000,000.000	1,007,800.000	
		3.59% CHINA GOVERNMENT BOND 20270803	600,000.000	628,980.000	
		3.61% CHINA GOVERNMENT BOND 20250607	500,000.000	515,795.000	
		3.86% CHINA GOVERNMENT BOND 20490722	750,000.000	847,245.000	
		3.39% CHINA GOVERNMENT BOND 20500316	200,000.000	208,428.000	
		2.91% CHINA GOVERNMENT BOND 20281014	250,000.000	253,337.500	
		3.53% CHINA GOVERNMENT BOND 20511018	300,000.000	321,699.000	
		2.37% CHINA GOVERNMENT BOND 20270120	700,000.000	696,115.000	
		2.75% CHINA GOVERNMENT BOND 20320217	600,000.000	600,138.000	
		2.26% CHINA GOVERNMENT BOND 20250224	800,000.000	799,424.000	
		2.76% CHINA GOVERNMENT BOND 20320515	300,000.000	300,237.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2. 24% CHINA GOVERNMENT BOND 20250525	800,000.000	797,840.000	
		2. 6% CHINA GOVERNMENT BOND 20320901	300,000.000	296,283.000	
		3. 12% CHINA GOVERNMENT BOND 20521025	550,000.000	551,842.500	
		2. 8% CHINA GOVERNMENT BOND 20321115	500,000.000	502,270.000	
		2. 64% CHINA GOVERNMENT BOND 20280115	1,000,000.000	1,001,900.000	
		2. 88% CHINA GOVERNMENT BOND 20330225	500,000.000	506,575.000	
		オフショア・人民元 小計		16,094,934.000 (314,034,695)	
	カナダ・ドル	2. 75% Canada Government International Bond 20641201	75,000.000	69,323.250	
		5. 75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20330601	100,000.000	124,425.000	
		4% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20410601	20,000.000	22,395.800	
		3. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20451201	50,000.000	53,075.500	
		2. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20240601	200,000.000	196,588.000	
		2. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	150,000.000	145,969.500	
		1. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20260601	40,000.000	37,962.000	
		2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20511201	180,000.000	143,283.600	
		2. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20290601	60,000.000	58,014.600	
		1. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20300601	100,000.000	89,689.000	
		0. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20301201	110,000.000	92,330.700	
		1. 25% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20270301	180,000.000	167,749.200	
		1. 5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20311201	200,000.000	179,100.000	
		カナダ・ドル 小計		1,379,906.150 (139,315,325)	
	シンガポール・ドル	3. 375% SINGAPORE GOVERNMENT 20330901	60,000.000	64,020.000	
		2. 875% SINGAPORE GOVERNMENT 20290701	157,000.000	158,931.100	
		2. 75% SINGAPORE GOVERNMENT 20460301	30,000.000	32,040.600	
		2. 125% SINGAPORE GOVERNMENT 20260601	150,000.000	146,715.000	
		2. 375% SINGAPORE GOVERNMENT 20390701	50,000.000	49,271.500	
		シンガポール・ドル 小計		450,978.200 (45,963,698)	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
スウェーデン・クローナ	3. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20390330 2. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20250512 1% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20261112 0. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20280512	3. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20390330	400,000.000	454,708.000	
		2. 5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20250512	220,000.000	218,609.600	
		1% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20261112	200,000.000	189,908.000	
		0. 75% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20280512	400,000.000	369,960.000	
	スウェーデン・クローナ 小計			1,233,185.600 (16,389,037)	
デンマーク・クローネ	4. 5% DANISH GOVERNMENT BOND 20391115 1. 75% DANISH GOVERNMENT BOND 20251115 0. 5% DANISH GOVERNMENT BOND 20271115 0. 5% DANISH GOVERNMENT BOND 20291115	4. 5% DANISH GOVERNMENT BOND 20391115	600,000.000	751,500.000	
		1. 75% DANISH GOVERNMENT BOND 20251115	192,000.000	188,125.440	
		0. 5% DANISH GOVERNMENT BOND 20271115	300,000.000	276,126.000	
		0. 5% DANISH GOVERNMENT BOND 20291115	500,000.000	443,950.000	
	デンマーク・クローネ 小計			1,659,701.440 (33,177,432)	
ニュージーランド・ドル	2. 75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20370415 0. 25% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20280515 0. 5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20260515 2% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20320515 2. 75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20510515	2. 75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20370415	20,000.000	16,740.000	
		0. 25% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20280515	50,000.000	41,521.000	
		0. 5% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20260515	50,000.000	44,760.500	
		2% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20320515	30,000.000	25,354.200	
		2. 75% NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 20510515	20,000.000	14,852.200	
ニュージーランド・ドル 小計				143,227.900 (12,191,559)	
ノルウェー・クローネ	1. 75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20250313 1. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20260219 1. 75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20290906 1. 375% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20300819	1. 75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20250313	220,000.000	213,532.000	
		1. 5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20260219	300,000.000	286,371.000	
		1. 75% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20290906	320,000.000	295,680.000	
		1. 375% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20300819	260,000.000	230,817.600	
ノルウェー・クローネ 小計				1,026,400.600 (13,127,664)	
ポーランド・ズロチ	2. 5% Poland Government Bond 20260725 1. 25% Poland Government Bond 20301025 5. 75% Poland Government Bond 20290425 3. 25% Poland Government Bond 20250725	2. 5% Poland Government Bond 20260725	300,000.000	271,860.000	
		1. 25% Poland Government Bond 20301025	300,000.000	220,827.000	
		5. 75% Poland Government Bond 20290425	430,000.000	430,967.500	
		3. 25% Poland Government Bond 20250725	280,000.000	265,893.600	
ポーランド・ズロチ 小計				1,189,548.100 (38,734,898)	
メキシコ・ペソ	10% Mexican Bonos 20241205	1,950,000.000	1,928,979.000		
	7. 5% Mexican Bonos 20270603	2,400,000.000	2,277,816.000		

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		8.5% Mexican Bonos 20290531	2,000,000.000	1,975,400.000	
		7.75% Mexican Bonos 20310529	1,600,000.000	1,507,552.000	
		7.75% Mexican Bonos 20421113	2,000,000.000	1,753,040.000	
メキシコ・ペソ 小計				9,442,787.000 (71,831,281)	
ユーロ		0.75% Finland Government Bond 20310415	40,000.000	34,205.600	
		0.5% Finland Government Bond 20260415	80,000.000	75,565.600	
		1.125% Finland Government Bond 20340415	30,000.000	24,853.500	
		0.125% Finland Government Bond 20520415	10,000.000	4,575.100	
		1.2% Austria Government Bond 20251020	50,000.000	48,332.500	
		2.1% Austria Government Bond 21170920	25,000.000	18,132.750	
		0.75% Austria Government Bond 20280220	100,000.000	91,674.000	
		Austria Government Bond 20310220	60,000.000	48,252.000	
		0.25% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20361020	20,000.000	13,774.600	
		1% Belgium Government Bond 20310622	40,000.000	34,821.200	
		1.9% Belgium Government Bond 20380622	20,000.000	16,792.200	
		1.6% Belgium Government Bond 20470622	50,000.000	35,298.000	
		2.15% Belgium Government Bond 20660622	78,000.000	57,294.120	
		0.8% Belgium Government Bond 20270622	100,000.000	93,117.000	
		0.9% Belgium Government Bond 20290622	110,000.000	99,460.900	
		0.4% Belgium Government Bond 20400622	150,000.000	93,229.500	
		5.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20310104	200,000.000	245,786.000	
		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20340704	240,000.000	296,450.400	
		4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20390704	100,000.000	123,306.000	
		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20400704	100,000.000	131,455.000	
		3.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20420704	20,000.000	22,311.400	
		2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20440704	110,000.000	110,783.200	
		2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20460815	85,000.000	86,168.750	
		1.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240515	100,000.000	98,695.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20260215	610,000.000	579,493.900	
		0. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270815	560,000.000	521,214.400	
		1. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20480815	135,000.000	106,130.250	
		0. 5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280215	150,000.000	138,522.000	
		0. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20280815	110,000.000	99,394.900	
		0. 25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20290215	220,000.000	197,038.600	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20290815	70,000.000	61,119.800	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20500815	50,000.000	26,374.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20300215	50,000.000	43,184.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20350515	110,000.000	82,903.700	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20300815	60,000.000	51,276.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20310215	100,000.000	84,485.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20360515	100,000.000	73,237.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20310815	100,000.000	83,525.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20320215	80,000.000	65,986.400	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20520815	90,000.000	45,121.500	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20241018	180,000.000	173,169.000	
		GERMAN GOVERNMENT BOND 20250411	200,000.000	190,494.000	
		5. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20290425	380,000.000	439,394.000	
		4. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20350425	200,000.000	234,438.000	
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20381025	157,000.000	172,492.760	
		4% FRENCH GOVERNMENT BOND 20600425	265,000.000	300,462.300	
		3. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20450525	130,000.000	129,145.900	
		2. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20240525	430,000.000	426,749.200	
		2. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20300525	385,000.000	381,789.100	
		0. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20250525	170,000.000	162,639.000	
		1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20251125	300,000.000	288,057.000	
		1. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20310525	200,000.000	183,270.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20260525	460,000.000	431,995.200	
		0. 25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20261125	100,000.000	92,143.000	
		1. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20390625	50,000.000	41,217.000	
		1% FRENCH GOVERNMENT BOND 20270525	350,000.000	328,944.000	
		2% FRENCH GOVERNMENT BOND 20480525	100,000.000	78,059.000	
		0. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20280525	390,000.000	356,510.700	
		0. 75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20520525	60,000.000	31,851.000	
		0. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20400525	250,000.000	161,420.000	
		0. 5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20720525	50,000.000	19,022.500	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20320525	200,000.000	156,100.000	
		2% FRENCH GOVERNMENT BOND 20321125	420,000.000	391,679.400	
		5. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20280115	27,000.000	30,554.010	
		4% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20370115	30,000.000	34,092.600	
		3. 75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20420115	90,000.000	102,195.000	
		2. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20330115	90,000.000	89,213.400	
		2. 75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20470115	70,000.000	70,410.900	
		2% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20240715	140,000.000	138,811.400	
		0. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20260715	70,000.000	65,758.700	
		0. 75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20270715	80,000.000	74,617.600	
		0. 75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20280715	80,000.000	73,396.800	
		0. 25% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20290715	40,000.000	34,956.400	
		0. 5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20400115	20,000.000	13,965.000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20520115	50,000.000	23,774.500	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20310715	50,000.000	40,670.500	
		NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20380115	70,000.000	46,701.200	
		7. 25% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20261101	200,000.000	225,236.000	
		6. 5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20271101	390,000.000	439,108.800	
		1. 65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20320301	160,000.000	132,384.000	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		2. 7% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20470301	70,000.000	52,062.500	
		2. 8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20670301	110,000.000	74,780.200	
		2. 95% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20380901	70,000.000	58,543.100	
		2. 8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20281201	190,000.000	182,211.900	
		3. 85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20490901	130,000.000	115,984.700	
		3% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20290801	50,000.000	48,029.500	
		1. 75% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20240701	450,000.000	442,147.500	
		1. 35% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20300401	210,000.000	178,796.100	
		0. 85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270115	80,000.000	73,000.000	
		1. 65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20301201	400,000.000	341,552.000	
		1. 8% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20410301	60,000.000	40,590.000	
		1. 5% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20450430	145,000.000	85,847.250	
		5. 25% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20291101	120,000.000	130,728.000	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20340801	368,000.000	390,639.360	
		4% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20370201	280,000.000	269,144.400	
		5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20250301	265,000.000	273,005.650	
		4. 5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20260301	512,000.000	527,759.360	
		4. 75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20440901	120,000.000	123,042.000	
		5. 5% Belgium Government Bond 20280328	100,000.000	113,402.000	
		5% Belgium Government Bond 20350328	68,000.000	80,516.080	
		4. 5% Belgium Government Bond 20260328	200,000.000	210,460.000	
		4% Belgium Government Bond 20320328	220,000.000	238,937.600	
		5. 4% IRISH TREASURY 20250313	112,000.000	117,448.800	
		2. 4% IRISH TREASURY 20300515	100,000.000	99,043.000	
		2% IRISH TREASURY 20450218	47,000.000	37,834.530	
		1. 7% IRISH TREASURY 20370515	30,000.000	25,374.300	
		1. 5% IRISH TREASURY 20500515	30,000.000	20,589.600	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		0. 2% IRISH TREASURY 20270515	50,000.000	45,573.000	
		IRISH TREASURY 20311018	50,000.000	39,868.000	
		4. 15% Austria Government Bond 20370315	60,000.000	66,667.800	
		4. 85% Austria Government Bond 20260315	91,000.000	96,710.250	
		3. 8% Austria Government Bond 20620126	64,000.000	73,297.920	
		3. 15% Austria Government Bond 20440620	70,000.000	69,833.400	
		2. 4% Austria Government Bond 20340523	20,000.000	18,900.800	
		2. 75% Finland Government Bond 20280704	100,000.000	100,757.000	
		2. 625% Finland Government Bond 20420704	60,000.000	55,999.800	
		1. 6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20250430	340,000.000	332,020.200	
		1. 95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20300730	170,000.000	157,469.300	
		1. 95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260430	260,000.000	253,461.000	
		3. 45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20660730	70,000.000	62,150.200	
		1. 3% SPANISH GOVERNMENT BOND 20261031	50,000.000	47,496.500	
		1. 5% SPANISH GOVERNMENT BOND 20270430	340,000.000	322,554.600	
		1. 4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20280430	50,000.000	46,491.500	
		2. 7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20481031	115,000.000	92,852.150	
		1. 45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290430	170,000.000	155,893.400	
		0. 25% SPANISH GOVERNMENT BOND 20240730	100,000.000	96,660.000	
		0. 6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20291031	85,000.000	73,037.100	
		1. 25% SPANISH GOVERNMENT BOND 20301031	80,000.000	70,134.400	
		1. 2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20401031	90,000.000	60,374.700	
		1. 45% SPANISH GOVERNMENT BOND 20711031	50,000.000	23,419.500	
		1% SPANISH GOVERNMENT BOND 20420730	105,000.000	65,034.900	
		0. 7% SPANISH GOVERNMENT BOND 20320430	70,000.000	56,309.400	
		3. 15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20330430	100,000.000	98,130.000	
		5. 75% SPANISH GOVERNMENT BOND 20320730	200,000.000	239,664.000	
		4. 2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20370131	140,000.000	148,685.600	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		4. 9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20400730	120,000.000	136,966.800	
		5. 15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20281031	160,000.000	177,161.600	
		5. 15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20441031	22,000.000	26,072.420	
	ユーロ 小計			18,631,346.310 (2,774,580,092)	
国債証券 合計				7,733,086.947 [7,733,086,947]	
合計				7,733,086.947 [7,733,086,947]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 47 銘柄	100%	49.1%
イギリス・ポンド	国債証券 20 銘柄	100%	4.3%
イスラエル・シユケル	国債証券 4 銘柄	100%	0.3%
オーストラリア・ドル	国債証券 11 銘柄	100%	1.5%
オフショア・人民元	国債証券 27 銘柄	100%	4.1%
カナダ・ドル	国債証券 13 銘柄	100%	1.8%
シンガポール・ドル	国債証券 5 銘柄	100%	0.6%
スウェーデン・クローナ	国債証券 4 銘柄	100%	0.2%
デンマーク・クローネ	国債証券 4 銘柄	100%	0.4%
ニュージーランド・ドル	国債証券 5 銘柄	100%	0.2%
ノルウェー・クローネ	国債証券 4 銘柄	100%	0.2%
ポーランド・ズロチ	国債証券 4 銘柄	100%	0.5%
メキシコ・ペソ	国債証券 5 銘柄	100%	0.9%
ユーロ	国債証券 138 銘柄	100%	35.9%

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「先進国ＲＥＩＴマザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2022年5月9日現在 金額(円)	2023年5月8日現在 金額(円)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	3,556,634	12,757,059
コール・ローン	20,643,123	17,412,703
投資信託受益証券	4,716,437	30,045,705
投資証券	1,233,003,471	1,533,488,200
派生商品評価勘定	81,009	823,798
未収入金	487,931	22,063,257
未収配当金	1,149,908	1,903,760
差入委託証拠金	22,699,601	10,768,655
流動資産合計	1,286,338,114	1,629,263,137
<b>資産合計</b>	<b>1,286,338,114</b>	<b>1,629,263,137</b>
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,443,870	310,303
未払金	-	66,125
流動負債合計	1,443,870	376,428
<b>負債合計</b>	<b>1,443,870</b>	<b>376,428</b>
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	※1 553,405,183	762,945,559
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金（△）	731,489,061	865,941,150
元本等合計	1,284,894,244	1,628,886,709
<b>純資産合計</b>	<b>1,284,894,244</b>	<b>1,628,886,709</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,286,338,114</b>	<b>1,629,263,137</b>

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 5 月 10 日 至 2023 年 5 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金

区分	自 2022 年 5 月 10 日 至 2023 年 5 月 8 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) 第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 5 月 9 日現在	2023 年 5 月 8 日現在
1. ※1 期首	2021 年 5 月 11 日	2022 年 5 月 10 日
期首先元本額	1, 891, 797, 737 円	553, 405, 183 円
期中追加設定元本額	467, 774, 649 円	927, 119, 148 円
期中一部解約元本額	1, 806, 167, 203 円	717, 578, 772 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイナミック・アロケーション・ファンド (適格機関投資家専用)	90, 349, 141 円	202, 769, 639 円
先進国 R E I T ファンド (適格機関投資家専用)	366, 779, 337 円	419, 619, 159 円
海外リート資金拠出用ファンド (適格機関投資家専用)	14, 048, 628 円	9, 489, 837 円
ターゲット・リターン (コスト控除後 3%) 資金拠出用ファンド (適格機関投資家専用)	-円	17, 793 円
ターゲット・リターン (コスト控除後 5%) 資金拠出用ファンド (適格機関投資家専用)	-円	45, 960 円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	3, 335, 740 円	8, 149, 867 円
堅実バランスファンド 一ハジメの一歩一	3, 721, 955 円	5, 607, 071 円
D C ダイナミック・アロケーション・ファンド	9, 857, 367 円	29, 744, 555 円
ダイワ外国 3 資産アロケーション・ファンド (部分為替ヘッジあり)	65, 313, 015 円	87, 501, 678 円

区分	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
計	553,405,183 円	762,945,559 円
2. 期末日における受益権の総数	553,405,183 口	762,945,559 口

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022年5月10日 至 2023年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における不動産投信指数先物取引を利用してあります。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用してあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

区分	2023年5月8日現在
	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	△400,422	521,232
投資証券	△6,984,889	△104,756,089
合計	△7,385,311	△104,234,857

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

#### ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

##### 1. 不動産投信関連

種類	2022年5月9日現在			2023年5月8日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引						
不動産投信 指数先物取引						
賃建	48,162,219	-	46,718,349	△1,443,870	42,638,756	-
合計	48,162,219	-	46,718,349	△1,443,870	42,638,756	-

(注) 1. 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

##### 2. 通貨関連

種類	2022年5月9日現在			2023年5月8日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引						
為替予約取引						
売建	-	-	-	-	21,615,760	-

△32

種類	2022年5月9日現在			2023年5月8日現在		
	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
	うち 1年超			うち 1年超		
アメリカ・ドル	-	-	-	21,615,760	-	21,615,792
買建	21,216,309	-	21,297,318	81,009	17,751,353	-
アメリカ・ドル ユーロ	21,216,309	-	21,297,318	81,009	15,125,816	-
	-	-	-	-	2,625,537	-
合計	21,216,309	-	21,297,318	81,009	39,367,113	-
						△220,951

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,3218 円 (23,218 円)	2,1350 円 (21,350 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	アメリカ・ドル	VANGUARD REAL ESTATE ETF	2,679	222,330.210	
	アメリカ・ドル	小計		222,330.210 (30,045,705)	
投資信託受益証券 合計				30,045,705 [30,045,705]	
投資証券	アメリカ・ドル	AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,490	267,827.500	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	3,659	400,843.450	
		BOSTON PROPERTIES INC	2,728	141,665.040	
		VORNADO REALTY TRUST	4,380	62,239.800	
		EQUITY RESIDENTIAL	3,684	233,491.920	
		EQUINIX INC	858	634,920.000	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	11,521	204,612.960	
		KIMCO REALTY CORP	9,359	176,042.790	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	4,129	210,785.450	
		PARK HOTELS & RESORTS INC	7,529	97,425.260	
		INVITATION HOMES INC	7,108	244,444.120	
		VICI PROPERTIES INC	9,497	311,596.570	
		ORION OFFICE REIT INC	419	2,643.890	
		VENTAS INC	4,971	237,862.350	
		IRON MOUNTAIN INC	3,862	217,778.180	
		SPIRIT REALTY CAPITAL INC	4,186	163,923.760	
		SUN COMMUNITIES INC	1,393	190,478.820	
		PROLOGIS INC	8,792	1,118,782.000	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	1,295	160,113.800	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	1,393	153,717.550	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	777	170,940.000	
		WELLTOWER INC	4,647	365,997.720	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	7,359	158,071.320	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,457	222,032.230	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	2,437	168,591.660	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES	3,983	177,004.520	
		REALTY INCOME CORP	7,855	494,472.250	
		PUBLIC STORAGE	1,376	407,172.160	
		UDR INC	4,275	176,685.750	
		WP CAREY INC	2,664	195,111.360	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	5,222	150,706.920	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	2,647	255,223.740	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	1,530	236,752.200	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考		
投資証券	アメリカ・ドル	GLADSTONE COMMERCIAL CORP	7,376	85,487.840			
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	10,233	88,106.130			
		DOUGLAS EMMETT INC	6,315	76,348.350			
	アメリカ・ドル 小計			8,659,899.360 (1,170,298,800)			
	イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	20,400	135,823.200			
		SEGRO PLC	20,820	172,347.960			
		TRITAX BIG BOX REIT PLC	77,230	118,856.970			
	イギリス・ポンド 小計			427,028.130 (72,885,161)			
	オーストラリア・ドル	DEXUS/AU	34,760	277,384.800			
		SCENTRE GROUP	93,920	272,368.000			
		MIRVAC GROUP	80,270	189,437.200			
		GOODMAN GROUP	22,900	458,000.000			
	オーストラリア・ドル 小計			1,197,190.000 (109,111,897)			
	カナダ・ドル	CHOICE PROPERTIES REIT	39,600	574,200.000			
	カナダ・ドル 小計			574,200.000 (57,971,232)			
	シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	91,329	261,200.940			
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	156,988	326,535.040			
	シンガポール・ドル 小計			587,735.980 (59,902,051)			
	ユーロ	GECINA SA	2,500	248,750.000			
		COFINIMMO	880	76,296.000			
	ユーロ 小計			325,046.000 (48,405,850)			
	香港・ドル	LINK REIT	16,800	866,040.000			
	香港・ドル 小計			866,040.000 (14,913,209)			
投資証券 合計				1,533,488,200 [1,533,488,200]			
合計				1,563,533,905 [1,563,533,905]			

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券 1 銘柄 投資証券 36 銘柄	2.5%	97.5%	76.7%
イギリス・ポンド	投資証券 3 銘柄	-%	100%	4.7%
オーストラリア・ドル	投資証券 4 銘柄	-%	100%	7.0%
カナダ・ドル	投資証券 1 銘柄	-%	100%	3.7%
シンガポール・ドル	投資証券 2 銘柄	-%	100%	3.8%
ユーロ	投資証券 2 銘柄	-%	100%	3.1%
香港・ドル	投資証券 1 銘柄	-%	100%	1.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「国内ＲＥＩＴマザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

		2022年5月9日現在 金額(円)	2023年5月8日現在 金額(円)
<b>資産の部</b>			
流動資産			
コール・ローン		91,656,487	77,886,363
投資証券	※2	1,100,135,900	1,377,864,012
派生商品評価勘定		4,549,500	2,804,500
未収入金		6,164,800	46,827
未収配当金		12,584,922	15,031,096
流動資産合計		1,215,091,609	1,473,632,798
<b>資産合計</b>		1,215,091,609	1,473,632,798
<b>負債の部</b>			
流動負債			
前受金		5,480,000	1,960,000
未払金		2,861,925	-
未払解約金		2,050,000	50,000
流動負債合計		10,391,925	2,010,000
<b>負債合計</b>		10,391,925	2,010,000
<b>純資産の部</b>			
元本等			
元本	※1	666,253,813	822,477,734
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		538,445,871	649,145,064
元本等合計		1,204,699,684	1,471,622,798
<b>純資産合計</b>		1,204,699,684	1,471,622,798
<b>負債純資産合計</b>		1,215,091,609	1,473,632,798

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022 年 5 月 10 日 至 2023 年 5 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2022 年 5 月 9 日現在	2023 年 5 月 8 日現在
1. ※1 期首		2022 年 5 月 10 日
期首元本額	1, 020, 094, 199 円	666, 253, 813 円
期中追加設定元本額	520, 539, 006 円	843, 992, 251 円
期中一部解約元本額	874, 379, 392 円	687, 768, 330 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイナミック・アロケーション・ファンド (適格機関投資家専用)	130, 412, 342 円	258, 482, 355 円
国内 R E I T ファンド (適格機関投資家専用)	497, 658, 498 円	494, 836, 077 円
J - R E I T 資金拠出用ファンド (適格機関投資家専用)	13, 580, 163 円	13, 413, 496 円
ターゲット・リターン (コスト控除後 3%) 資金拠出用ファンド (適格機関投資家専用)	-円	90, 545 円

区分	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	-円	169,852円
りそなダイナミック・アロケーション・ファンド	4,982,116円	10,528,982円
堅実バランスファンド 一ハジメの一歩一	5,222,356円	6,596,842円
DCダイナミック・アロケーション・ファンド	14,398,338円	38,359,585円
計	666,253,813円	822,477,734円
2. 期末日における受益権の総数	666,253,813口	822,477,734口
3. ※2 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 投資証券 37,704,000円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 投資証券 33,418,000円

(金融商品に関する注記)

#### I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2022年5月10日 至2023年5月8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における不動産投信指数先物取引を利用してあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年5月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

種類	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	△37,302,009	△20,467,444
合計	△37,302,009	△20,467,444

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

#### ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 不動産投信関連

種類	2022年5月9日現在			2023年5月8日現在		
	契約額等 (円)	時価 うち 1年超 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	時価 うち 1年超 (円)	評価損益 (円)
市場取引						
不動産投信 指数先物取引						
賃建	93,945,000	-	98,500,000	4,555,000	91,040,000	-
合計	93,945,000	-	98,500,000	4,555,000	91,040,000	-

(注) 1. 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年5月9日現在	2023年5月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,8082円 (18,082円)	1,7893円 (17,893円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資証券	エスコンジャパンリート	26	2,953,600	
	サンケイリアルエステート	42	3,515,400	
	SOSILA 物流リート投	65	8,937,500	
	東海道リート投資法	22	2,626,800	
	日本アコモデーションファンド投資法人	45	29,610,000	
	森ヒルズリート	153	23,516,100	
	産業ファンド	199	31,123,600	
	アドバンス・レジデンス	130	45,695,000	
	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	95	20,292,000	
	A P I 投資法人	69	27,600,000	
	G L P 投資法人	420	64,932,000	
	コンフォリア・レジデンシャル	62	21,018,000	
	日本プロロジスリート	219	68,218,500	
	星野リゾート・リート	23	16,675,000	
	O n e リート投資法人	23	5,526,900	
	イオンリート投資	149	23,393,000	
	ヒューリックリート投資法	122	19,117,400	
	日本リート投資法人	42	13,566,000	
	積水ハウス・リート投資	391	30,263,400	
	トーセイ・リート投資法人	29	3,790,300	
	ケネディクス商業リート	57	13,890,900	
	ヘルスケア&メディカル投資	32	5,260,800	
	サムティ・レジデンシャル	34	4,012,000	
	野村不動産マスターF	421	67,949,400	※
	いちごホテルリート投資	22	2,362,800	
	ラサールロジポート投資	159	25,996,500	
	スターアジア不動産投	162	9,088,200	
	マリモ地方創生リート	20	2,576,000	
	三井不ロジパーク	51	26,622,000	
	大江戸温泉リート	21	1,421,700	
	投資法人みらい	158	7,275,900	
	三菱地所物流 REIT	45	19,035,000	
	CRE ロジスティクスファンド	56	10,455,200	
	ザイマックス・リート	21	2,301,600	
	タカラレーベン不動産投	61	5,593,700	
	アドバンス・ロジスティクス投資法人	57	7,917,300	
	日本ビルファンド	152	86,032,000	※

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
	ジャパンリアルエステイト	133	71,820,000	※
	日本都市ファンド投資法人	657	64,977,300	
	オリックス不動産投資	259	46,516,400	
	日本プライムリアルティ	89	31,550,500	
	NTT都市開発リート投資法人	125	16,512,500	
	東急リアル・エステート	87	16,025,400	
	グローバル・ワン不動産投資法人	96	10,128,000	
	ユナイテッド・アーバン投資法人	291	43,999,200	
	森トラストリート投資法人	241.720	17,428,012	
	インヴィンシブル投資法人	573	33,807,000	
	フロンティア不動産投資	48	23,328,000	
	平和不動産リート	89	14,453,600	
	日本ロジスティクスファンド投資法人	88	28,292,000	
	福岡リート投資法人	67	10,941,100	
	ケネディクス・オフィス投資法人	76	23,104,000	
	いちごオフィスリート投資法人	107	9,458,800	
	大和証券オフィス投資法人	27	16,011,000	
	阪急阪神リート投資法人	59	8,643,500	
	スターツプロシード投資法人	23	5,382,000	
	大和ハウスリート投資法人	196	57,251,600	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	420	33,222,000	
	大和証券リビング投資法人	180	20,880,000	
	ジャパンエクセレント投資法人	119	13,970,600	
投資証券	合計		1,377,864,012	
合計			1,377,864,012	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注) ※先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下の有価証券が差し入れられております。

野村不動産マスターF	70 口
日本ビルファンド	20 口
ジャパンリアルエステイト	20 口

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2023年5月9日から2023年11月8日まで）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年12月22日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな ダイナミック・アロケーション・ファンドの2023年5月9日から2023年11月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそな ダイナミック・アロケーション・ファンドの2023年11月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年5月9日から2023年11月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚

偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド

(1) 【中間貸借対照表】

	当中間計算期間末 2023年11月8日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,292,627
親投資信託受益証券	355,290,768
未収入金	1,840,000
流動資産合計	362,423,395
資産合計	362,423,395
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,842,497
未払受託者報酬	83,981
未払委託者報酬	2,436,881
その他未払費用	15,669
流動負債合計	4,379,028
負債合計	4,379,028
純資産の部	
元本等	
元本	※1
剩余金	339,889,689
中間剩余金又は中間欠損金(△) (分配準備積立金)	18,154,678 44,635,539
元本等合計	358,044,367
純資産合計	358,044,367
負債純資産合計	362,423,395

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

	当中間計算期間 自 2023年5月9日 至 2023年11月8日 金額(円)
営業収益	
有価証券売買等損益	△1,947,363
営業収益合計	△1,947,363
営業費用	
支払利息	789
受託者報酬	83,981
委託者報酬	2,436,881
その他費用	15,669
営業費用合計	2,537,320
営業利益又は営業損失(△)	△4,484,683
経常利益又は経常損失(△)	△4,484,683
中間純利益又は中間純損失(△)	△4,484,683
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△22,071
期首剰余金又は期首次損金(△)	23,837,435
剰余金増加額又は欠損金減少額	950,276
中間追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	950,276
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,170,421
中間一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	2,170,421
中間剰余金又は中間欠損金(△)	18,154,678

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023年5月9日 至 2023年11月8日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 2023年11月8日現在
1. ※1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	360,432,691円 12,091,386円 32,634,388円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	339,889,689口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	当中間計算期間 自 2023年5月9日 至 2023年11月8日
	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 2023年11月8日現在
1. 金融商品の時価及び中間貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

当中間計算期間末 2023年11月8日現在
該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

	当中間計算期間末 2023年11月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,0534円 (10,534円)

**(参考)**

当ファンドは、「国内株式マザーファンド」受益証券、「先進国株式マザーファンド」受益証券、「新興国株式マザーファンド」受益証券、「国内債券マザーファンド」受益証券、「新興国債券マザーファンド」受益証券、「先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券、「先進国R E I T マザーファンド」受益証券、「国内R E I T マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

**「国内株式マザーファンド」の状況**

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年11月8日現在 金額(円)
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
コール・ローン	1,439,566,400
前払金	9,386,250
差入委託証拠金	82,100,788
流動資産合計	1,531,053,438
<b>資産合計</b>	1,531,053,438
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
派生商品評価勘定	27,862,270
未払解約金	14,630,600
流動負債合計	42,492,870
<b>負債合計</b>	42,492,870
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	※1 580,794,688
剩余金	
期末剩余金又は期末欠損金（△）	907,765,880
元本等合計	1,488,560,568
<b>純資産合計</b>	1,488,560,568
<b>負債純資産合計</b>	1,531,053,438

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 5 月 9 日 至 2023 年 11 月 8 日
デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 11 月 8 日現在
1. ※1 期首	2023 年 5 月 9 日
期首先元本額	676, 581, 093 円
期中追加設定元本額	151, 133, 938 円
期中一部解約元本額	246, 920, 343 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
6 資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	5, 931, 019 円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	187, 687, 898 円
国内株式ファンド（適格機関投資家専用）	216, 702, 386 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	55, 232 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	78, 594 円
スマート・ミックス・D ガード（為替ヘッジあり）	2, 248, 132 円
スマート・ミックス・D ガード（為替ヘッジなし）	3, 823, 558 円
スマート・アロケーション・D ガード りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	58, 292 円 7, 000, 120 円
堅実バランスファンド 一ハジメの一歩ー	1, 507, 472 円
D C ダイナミック・アロケーション・ファンド ダイワ・ダブルバランス・ファンド（D ガード付／部分為替ヘッジあり）	27, 617, 754 円 273, 002 円
ダイワ 6 資産バランス・ファンド（D ガード付／為替ヘッジあり）	48, 296, 024 円
ダイワ 6 資産バランス・ファンド（D ガード付／為替ヘッジなし）	79, 494, 336 円
D C スマート・アロケーション・D ガード	20, 869 円
計	580, 794, 688 円
2. 期末日における受益権の総数	580, 794, 688 口

(金融商品に関する注記)  
金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年11月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)  
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種類	2023年11月8日現在		
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)
市場取引			
株価指数 先物取引			
買建	1,517,219,750	-	1,489,394,000
合計	1,517,219,750	-	1,489,394,000
			△27,825,750

- (注) 1. 時価の算定方法  
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。  
2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。  
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。  
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2023年11月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2,5630 円 (25,630 円)

「先進国株式マザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年11月8日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	17,219,879
コール・ローン	23,023,525
投資信託受益証券	988,404,240
投資証券	319,839,296
派生商品評価勘定	340,644
差入委託証拠金	24,207,827
流動資産合計	1,373,035,411
資産合計	1,373,035,411
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,880,994
未払解約金	1,379,300
流動負債合計	3,260,294
負債合計	3,260,294
純資産の部	
元本等	
元本	※1
剩余金	364,056,489
期末剩余金又は期末欠損金(△)	1,005,718,628
元本等合計	1,369,775,117
純資産合計	1,369,775,117
負債純資産合計	1,373,035,411

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 5 月 9 日 至 2023 年 11 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の 1 口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

区分	自 2023 年 5 月 9 日 至 2023 年 11 月 8 日
4. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 11 月 8 日現在
1. ※1 期首	2023 年 5 月 9 日
期首元本額	425, 419, 645 円
期中追加設定元本額	89, 079, 179 円
期中一部解約元本額	150, 442, 335 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
6 資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド (適格機関投資家専用)	5, 558, 271 円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	123, 946, 149 円
先進国株式ファンド（適格機関投資家専用）	152, 732, 843 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 3%）資金 拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	3, 468 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 5%）資金 拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	18, 957 円
スマート・ミックス・D ガード（為替ヘッジなし）	2, 631, 799 円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファン ド	4, 608, 973 円
堅実バランスファンド 一ハジメの一歩ー	1, 065, 191 円
D C ダイナミック・アロケーション・ファンド	18, 111, 542 円
ダイワ 6 資産バランス・ファンド（D ガード付 ／為替ヘッジなし）	55, 379, 296 円
計	364, 056, 489 円
2. 期末日における受益権の総数	364, 056, 489 口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年11月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 1. 株式関連

種類	2023年11月8日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超		
市場取引				
株価指数 先物取引				
買建	62,714,439	-	61,189,573	△1,524,866
合計	62,714,439	-	61,189,573	△1,524,866

(注)

#### 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

#### 2. 通貨関連

種類	2023年11月8日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引				

種類	2023年11月8日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超		
為替予約取引				
買建	19,534,240	-	19,518,756	△15,484
アメリカ・ドル	13,554,828	-	13,498,533	△56,295
ユーロ	5,979,412	-	6,020,223	40,811
合計	19,534,240	-	19,518,756	△15,484

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

	2023年11月8日現在
1 口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.7625 円 (37,625 円)

「新興国株式マザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年11月8日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	12,280,570
コール・ローン	20,892,866
投資証券	809,242,648
派生商品評価勘定	27,048
差入委託証拠金	48,431,830
流動資産合計	890,874,962
資産合計	890,874,962
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,400,478
未払解約金	182,300
流動負債合計	1,582,778
負債合計	1,582,778
純資産の部	
元本等	
元本	※1 478,398,662
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	410,893,522
元本等合計	889,292,184
純資産合計	889,292,184
負債純資産合計	890,874,962

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 5 月 9 日 至 2023 年 11 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の 1 口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

区分	自 2023 年 5 月 9 日 至 2023 年 11 月 8 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準  外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計算処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 11 月 8 日現在
1. ※1 期首	2023 年 5 月 9 日
期首元本額	522,401,213 円
期中追加設定元本額	52,856,205 円
期中一部解約元本額	96,858,756 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
6 資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	6,104,933 円
新興国株式ファンド（適格機関投資家専用）	312,501,085 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	30,202 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	147,451 円
スマート・ミックス・D ガード（為替ヘッジなし）	5,409,691 円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	7,791,392 円
堅実バランスファンド 一ハジメの一歩一	2,180,845 円
DC ダイナミック・アロケーション・ファンド	30,626,428 円
ダイワ 6 資産バランス・ファンド（D ガード付／為替ヘッジなし）	113,606,635 円
計	478,398,662 円
2. 期末日における受益権の総数	478,398,662 口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 11 月 8 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券

区分	2023年11月8日現在
	<p>重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

#### (デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

##### 1. 株式関連

種類	2023年11月8日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引				
株価指数 先物取引				
買建	81,758,062	-	80,357,584	△1,400,478
合計	81,758,062	-	80,357,584	△1,400,478

(注)

##### 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

##### 2. 通貨関連

種類	2023年11月8日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	20,970,670	-	20,997,718	27,048

種類	2023年11月8日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
アメリカ・ドル	20,970,670	-	20,997,718	27,048
合計	20,970,670	-	20,997,718	27,048

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2023年11月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,8589 円 (18,589 円)

「国内債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年11月8日現在 金額(円)
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
コール・ローン	89,690,788
国債証券	4,678,484,780
未収利息	7,821,899
前払費用	1,015,632
<b>流動資産合計</b>	<b>4,777,013,099</b>
<b>資産合計</b>	<b>4,777,013,099</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払解約金	270,000
<b>流動負債合計</b>	<b>270,000</b>
<b>負債合計</b>	<b>270,000</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	※1
剩余金	4,570,737,389
期末剩余金又は期末欠損金(△)	206,005,710
<b>元本等合計</b>	<b>4,776,743,099</b>
<b>純資産合計</b>	<b>4,776,743,099</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>4,777,013,099</b>

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 5 月 9 日 至 2023 年 11 月 8 日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 11 月 8 日現在
1. ※1 期首	2023 年 5 月 9 日
期首元本額	4, 549, 267, 557 円
期中追加設定元本額	3, 783, 471, 667 円
期中一部解約元本額	3, 762, 001, 835 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
6 資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	6, 116, 665 円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	3, 256, 762, 999 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	21, 356 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	75 円
スマート・ミックス・D ガード（為替ヘッジあり）	5, 593, 236 円
スマート・ミックス・D ガード（為替ヘッジなし）	9, 196, 956 円
スマート・アロケーション・D ガード	1, 504, 846 円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	175, 994, 705 円
堅実バランスファンド 一ハジメの一歩ー	101, 967, 868 円
D C ダイナミック・アロケーション・ファンド	692, 029, 898 円
ダイワ・ダブルバランス・ファンド（D ガード付／部分為替ヘッジあり）	7, 035, 812 円
ダイワ 6 資産バランス・ファンド（D ガード付／為替ヘッジあり）	120, 153, 643 円
ダイワ 6 資産バランス・ファンド（D ガード付／為替ヘッジなし）	193, 812, 291 円
D C スマート・アロケーション・D ガード	547, 039 円

区分	2023年11月8日現在
計	4,570,737,389 円
2. 期末日における受益権の総数	4,570,737,389 口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年11月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2023年11月8日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2023年11月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,0451 円 (10,451 円)

「新興国債券マザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年11月8日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	75,444,219
コール・ローン	12,158,400
国債証券	3,858,676,796
未収利息	45,443,780
前払費用	1,622,020
流動資産合計	3,993,345,215
資産合計	3,993,345,215
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,628,600
流動負債合計	1,628,600
負債合計	1,628,600
純資産の部	
元本等	
元本	※1
剩余金	2,533,911,574
期末剩余金又は期末欠損金(△)	1,457,805,041
元本等合計	3,991,716,615
純資産合計	3,991,716,615
負債純資産合計	3,993,345,215

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 5 月 9 日 至 2023 年 11 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券  個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準  外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 11 月 8 日現在
1. ※1 期首 期首先元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	2023 年 5 月 9 日 2,805,305,363 円 214,674,114 円 486,067,903 円
期末元本額の内訳 ファンド名 6 資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド (適格機関投資家専用) ダイワ米ドル建て新興国債券ファンドM (FOFs 用) (適格機関投資家専用)	17,824,317 円 203,992,068 円

区分	2023年11月8日現在
新興国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	1,774,241,162 円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	91,675 円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	45,542 円
ダイワバランスファンド 2023-01（適格機関投資家専用）	98,662,496 円
スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）	6,326,685 円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	9,383,460 円
堅実バランスファンド 一ハジメの一歩ー	3,784,899 円
DC ダイナミック・アロケーション・ファンド	37,217,004 円
ダイワバランスファンド 2021-02（適格機関投資家専用）	153,212,590 円
ダイワ6資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジなし）	131,999,648 円
ダイワバランスファンド 2023-08（適格機関投資家専用）	97,130,028 円
計	2,533,911,574 円
2. 期末日における受益権の総数	2,533,911,574 口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年11月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2023年11月8日現在
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2023年11月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5753 円 (15,753 円)

「先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況  
 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年11月8日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	56,540,120
コール・ローン	95,662,962
国債証券	7,356,544,475
派生商品評価勘定	15,216,278
未収利息	67,394,533
前払費用	3,968,632
流動資産合計	7,595,327,000
資産合計	7,595,327,000
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	28,221,136
未払解約金	5,466,164
流動負債合計	33,687,300
負債合計	33,687,300
純資産の部	
元本等	
元本	※1
剩余金	7,884,933,343
期末剩余金又は期末欠損金(△)	※2
元本等合計	△323,293,643
純資産合計	7,561,639,700
負債純資産合計	7,561,639,700
	7,595,327,000

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 5 月 9 日 至 2023 年 11 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券  個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準  外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 11 月 8 日現在
1. ※1 期首 期首先元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	2023 年 5 月 9 日 7, 968, 557, 503 円 1, 063, 196, 236 円 1, 146, 820, 396 円
期末元本額の内訳 ファンド名 5 資産（為替ヘッジあり）資金拠出用ファンド (適格機関投資家専用)	11, 019, 018 円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	1, 518, 428, 778 円

区分	2023年11月8日現在
先進国債券（為替ヘッジあり）ファンド（適格機関投資家専用）	5,762,304,052 円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	332,922 円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	85,723 円
スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジあり）	6,105,808 円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	81,049,168 円
堅実バランスファンド 一ハジメの一歩ー	55,657,535 円
D C ダイナミック・アロケーション・ファンド	318,796,661 円
ダイワ6資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジあり）	131,153,678 円
計	7,884,933,343 円
2. 期末日における受益権の総数	7,884,933,343 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は323,293,643円あります。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年11月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種類	2023年11月8日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引				

種類	2023年11月8日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
為替予約取引				
売建	7,446,295,547	-	7,459,300,405	△13,004,858
アメリカ・ドル	3,667,199,026	-	3,652,077,725	15,121,301
イギリス・ ポンド	353,927,129	-	356,893,856	△2,966,727
イスラエル・ シェケル	31,807,230	-	33,094,549	△1,287,319
オーストラリア ・ドル	100,533,806	-	101,566,062	△1,032,256
オフショア・ 人民元	503,965,768	-	505,696,245	△1,730,477
カナダ・ドル	120,385,055	-	120,826,991	△441,936
シンガポー <sup>ル</sup> ・ドル	52,632,006	-	52,984,388	△352,382
スウェーデン ・クローナ	16,549,774	-	16,861,545	△311,771
デンマーク・ クローネ	29,912,400	-	30,147,600	△235,200
ニュージーラ <sup>ンド</sup> ・ドル	17,261,337	-	17,518,953	△257,616
ノルウェー・ クローネ	13,886,972	-	13,791,995	94,977
ポーランド・ ズロチ	45,078,640	-	45,365,366	△286,726
メキシコ・ペソ	80,001,220	-	82,258,647	△2,257,427
ユーロ	2,413,155,184	-	2,430,216,483	△17,061,299
合計	7,446,295,547	-	7,459,300,405	△13,004,858

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
  - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

	2023 年 11 月 8 日現在
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.9590 円 ( 9,590 円)

「先進国ＲＥＩＴマザーファンド」の状況  
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年11月8日現在 金額(円)
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	11,764,723
コール・ローン	22,040,529
投資信託受益証券	45,364,447
投資証券	1,443,616,134
派生商品評価勘定	12
未収入金	5,167,922
未収配当金	1,862,710
差入委託証拠金	15,633,756
流動資産合計	1,545,450,233
<b>資産合計</b>	<b>1,545,450,233</b>
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,988,507
未払解約金	8,677,100
流動負債合計	11,665,607
<b>負債合計</b>	<b>11,665,607</b>
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	※1
剩余金	695,335,140
期末剩余金又は期末欠損金(△)	838,449,486
元本等合計	1,533,784,626
<b>純資産合計</b>	<b>1,533,784,626</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,545,450,233</b>

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 5 月 9 日 至 2023 年 11 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のない有価証券については投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。また、市場価格のある有価証券については、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) 投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の 1 口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。

区分	自 2023 年 5 月 9 日 至 2023 年 11 月 8 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 11 月 8 日現在
1. ※1 期首	2023 年 5 月 9 日
期首元本額	762, 945, 559 円
期中追加設定元本額	182, 408, 186 円
期中一部解約元本額	250, 018, 605 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	174, 091, 689 円
先進国 R E I T ファンド（適格機関投資家専用）	395, 775, 659 円
海外リート資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	9, 489, 837 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	10, 648 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	34, 416 円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	6, 328, 141 円
堅実バランスファンド 一ハジメの一歩一	2, 723, 771 円
D C ダイナミック・アロケーション・ファンド	24, 880, 619 円
ダイワ外国 3 資産アロケーション・ファンド （部分為替ヘッジあり）	82, 000, 360 円
計	695, 335, 140 円
2. 期末日における受益権の総数	695, 335, 140 口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023 年 11 月 8 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

区分	2023年11月8日現在
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 1. 不動産投信関連

種類	2023年11月8日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引				
不動産投信 指数先物取引				
買建	45,748,430	-	42,847,249	△2,901,181
合計	45,748,430	-	42,847,249	△2,901,181

(注)

#### 1. 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。  
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

#### 2. 通貨関連

種類	2023年11月8日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				

種類	2023年11月8日現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超		
売建	5,858,915	-	5,874,922	△16,007
アメリカ・ドル	5,858,915	-	5,874,922	△16,007
買建	17,169,448	-	17,098,141	△71,307
アメリカ・ドル	17,169,448	-	17,098,141	△71,307
合計	23,028,363	-	22,973,063	△87,314

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
    - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

	2023年11月8日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.2058 円 (22,058 円)

「国内ＲＥＩＴマザーファンド」の状況  
 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年11月8日現在 金額(円)	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		961,409,607
投資証券	※2	3,064,526,618
未収入金		947,110
未収配当金		41,835,093
前払金		3,090,000
流動資産合計		4,071,808,428
資産合計		4,071,808,428
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		4,020,500
未払金		908,754,843
未払解約金		3,584,400
流動負債合計		916,359,743
負債合計		916,359,743
純資産の部		
元本等		
元本	※1	1,794,739,618
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)		1,360,709,067
元本等合計		3,155,448,685
純資産合計		3,155,448,685
負債純資産合計		4,071,808,428

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 5 月 9 日 至 2023 年 11 月 8 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券  移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引  個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 11 月 8 日現在
1. ※1 期首	2023 年 5 月 9 日
期首元本額	822, 477, 734 円
期中追加設定元本額	3, 948, 452, 989 円
期中一部解約元本額	2, 976, 191, 105 円
期末元本額の内訳	
ファンド名	
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	230, 895, 143 円
国内 R E I T ファンド（適格機関投資家専用）	475, 330, 072 円
J – R E I T 資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	13, 413, 496 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	100, 354 円
ターゲット・リターン（コスト控除後 5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	204, 192 円
アセット・アロケーションファンド（リスク判断付き）2023-07（適格機関投資家専用）	1, 029, 041, 278 円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	8, 603, 224 円
堅実バランスファンド 一ハジメの一歩ー	3, 295, 559 円
D C ダイナミック・アロケーション・ファンド	33, 856, 300 円

区分	2023年11月8日現在
計	1,794,739,618 円
2. 期末日における受益権の総数	1,794,739,618 口
3. ※2 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 投資証券 35,188,000 円

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	2023年11月8日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

不動産投信関連

種類	2023年11月8日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引				
不動産投信 指数先物取引				
買建	94,540,000	-	90,525,000	△4,015,000
合計	94,540,000	-	90,525,000	△4,015,000

(注) 1. 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1 口当たり情報)

	2023 年 11 月 8 日現在
1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	1,7582 円 (17,582 円)

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

2023年11月30日

I 資産総額	352,243,167円
II 負債総額	603,190円
III 純資産総額 (I - II)	351,639,977円
IV 発行済数量	329,268,456口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1,0679円

(参考) 国内債券マザーファンド

### 純資産額計算書

2023年11月30日

I 資産総額	3,698,836,254円
II 負債総額	713,000円
III 純資産総額 (I - II)	3,698,123,254円
IV 発行済数量	3,493,853,079口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	1,0585円

(参考) 先進国債券(為替ヘッジあり)マザーファンド

### 純資産額計算書

2023年11月30日

I 資産総額	7,236,358,581円
II 負債総額	50,873,683円
III 純資産総額 (I - II)	7,185,484,898円
IV 発行済数量	7,384,035,012口
V 1単位当たり純資産額 (III/IV)	0.9731円

(参考) 新興国債券マザーファンド

### 純資産額計算書

2023年11月30日

I	資産総額	4,080,414,024 円
II	負債総額	14,178,000 円
III	純資産総額（I - II）	4,066,236,024 円
IV	発行済数量	2,534,540,077 口
V	1 単位当たり純資産額（III／IV）	1.6043 円

(参考) 国内株式マザーファンド

純資産額計算書

2023 年 11 月 30 日

I	資産総額	1,400,507,853 円
II	負債総額	6,407,765 円
III	純資産総額（I - II）	1,394,100,088 円
IV	発行済数量	527,192,453 口
V	1 単位当たり純資産額（III／IV）	2.6444 円

(参考) 先進国株式マザーファンド

純資産額計算書

2023 年 11 月 30 日

I	資産総額	1,825,332,317 円
II	負債総額	43,378,935 円
III	純資産総額（I - II）	1,781,953,382 円
IV	発行済数量	464,392,464 口
V	1 単位当たり純資産額（III／IV）	3.8372 円

(参考) 新興国株式マザーファンド

純資産額計算書

2023 年 11 月 30 日

I	資産総額	919,826,615 円
II	負債総額	549,616 円
III	純資産総額（I - II）	919,276,999 円
IV	発行済数量	495,476,140 口
V	1 単位当たり純資産額（III／IV）	1.8553 円

(参考) 国内ＲＥＩＴマザーファンド

純資産額計算書

2023年11月30日

I 資産総額	3,620,657,762 円
II 負債総額	6,017,857 円
III 純資産総額（I - II）	3,614,639,905 円
IV 発行済数量	2,017,144,627 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.7920 円

(参考) 先進国ＲＥＩＴマザーファンド

純資産額計算書

2023年11月30日

I 資産総額	1,894,119,799 円
II 負債総額	3,952,688 円
III 純資産総額（I - II）	1,890,167,111 円
IV 発行済数量	827,407,804 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	2.2844 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等  
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典  
ありません。
- (3) 謾渡制限の内容  
謹渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行  
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
  - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
  - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割  
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。  
受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとにに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。
- (8) 償還金  
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約

款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

2023年11月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

###### ① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### ② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

###### イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

###### ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

###### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

###### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

###### ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2023年11月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	89	290,714
追加型株式投資信託	773	25,324,802
株式投資信託 合計	862	25,615,516
単位型公社債投資信託	101	169,041
追加型公社債投資信託	14	1,527,194
公社債投資信託 合計	115	1,696,235
総合計	977	27,311,751

### 3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第64期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第65期事業年度に係る中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 間瀬 友未

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 深井 康治

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金	3,168	1,982
有価証券	486	346
前払費用	332	393
未収委託者報酬	13,811	12,525
未収収益	52	47
関係会社短期貸付金	24,900	22,100
その他	45	59
<b>流動資産計</b>	<b>42,799</b>	<b>37,455</b>
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	※1	203
建物	4	3
器具備品	198	193
無形固定資産	1,770	1,482
ソフトウェア	1,738	1,351
ソフトウェア仮勘定	31	131
投資その他の資産	16,617	13,824
投資有価証券	10,755	8,260
関係会社株式	3,705	3,475
出資金	177	177
長期差入保証金	1,067	1,066
繰延税金資産	885	824
その他	26	20
<b>固定資産計</b>	<b>18,591</b>	<b>15,503</b>
<b>資産合計</b>	<b>61,390</b>	<b>52,959</b>

(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	65	101
未払金	9,856	5,874
未払収益分配金	26	38
未払償還金	12	12
未払手数料	4,917	4,525
その他未払金	※2	4,900
未払費用	4,246	3,987
未払法人税等	980	560
未払消費税等	1,016	327
賞与引当金	866	692
その他	2	2
<b>流動負債計</b>	<b>17,033</b>	<b>11,545</b>
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	2,399	2,276
役員退職慰労引当金	13	51
その他	1	0
<b>固定負債計</b>	<b>2,415</b>	<b>2,329</b>
<b>負債合計</b>	<b>19,449</b>	<b>13,874</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金	11,495	11,495
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	<b>11,495</b>	<b>11,495</b>
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金	13,925	11,505
繰越利益剰余金	14,299	11,879
<b>利益剰余金合計</b>	<b>40,969</b>	<b>38,549</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>40,969</b>	<b>38,549</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	971	534
評価・換算差額等合計	971	534
<b>純資産合計</b>	<b>41,941</b>	<b>39,084</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>61,390</b>	<b>52,959</b>

## (2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	74,402	69,845
その他営業収益	545	559
営業収益計	<u>74,948</u>	<u>70,405</u>
営業費用		
支払手数料	31,234	29,405
広告宣伝費	650	662
調査費	9,104	9,638
調査費	1,252	1,469
委託調査費	7,851	8,169
委託計算費	1,729	1,783
営業雑経費	2,051	1,658
通信費	189	181
印刷費	468	468
協会費	46	51
諸会費	15	17
その他営業雑経費	1,331	939
営業費用計	<u>44,768</u>	<u>43,147</u>
一般管理費		
給料	5,948	5,788
役員報酬	306	317
給料・手当	4,281	4,369
賞与	493	409
賞与引当金繰入額	866	692
福利厚生費	867	874
交際費	46	66
旅費交通費	48	95
租税公課	527	476
不動産賃借料	1,300	1,300
退職給付費用	408	488
役員退職慰労引当金繰入額	10	38
固定資産減価償却費	606	625
諸経費	1,864	2,193
一般管理費計	<u>11,628</u>	<u>11,946</u>
営業利益	<u>18,551</u>	<u>15,310</u>

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	327	286
有価証券償還益	40	150
その他	264	171
営業外収益計	631	608
営業外費用		
投資有価証券売却損	59	244
有価証券償還損	0	2
その他	34	31
営業外費用計	93	277
経常利益	19,089	15,642
特別損失		
関係会社整理損失	-	229
投資有価証券評価損	331	257
特別損失計	331	486
税引前当期純利益	18,757	15,155
法人税、住民税及び事業税	5,950	4,589
法人税等調整額	69	248
法人税等合計	6,019	4,838
当期純利益	12,738	10,317

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618		
当期変動額								
剰余金の配当	-	-	-	△ 9,388	△ 9,388	△ 9,388		
当期純利益	-	-	-	12,738	12,738	12,738		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-		
当期変動額合計	-	-	-	3,350	3,350	3,350		
当期末残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	947	947	38,568
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 9,388
当期純利益	-	-	12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	24	24	24
当期変動額合計	24	24	3,374
当期末残高	971	971	41,941

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	緑越利益剰余金	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 12,737	△ 12,737	△ 12,737
当期純利益	-	-	-	10,317	10,317	10,317
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△ 2,419	△ 2,419	△ 2,419
当期末残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	971	971	41,941
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 12,737
当期純利益	-	-	10,317
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 436	△ 436	△ 436
当期変動額合計	△ 436	△ 436	△ 2,856
当期末残高	534	534	39,084

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 15～18 年

器具備品 4～20 年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されたため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更に関する注記)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	37百万円	38百万円
器具備品	283百万円	296百万円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものほか次のものがあります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
未払金	4,694百万円	1,178百万円

3 保証債務

前事業年度（2022年3月31日）

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 1,900 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（2023年3月31日）

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 2,112 百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	9,388	3,599	2021年3月31日	2021年6月23日

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- |            |            |
|------------|------------|
| ①剰余金の配当の総額 | 12,737百万円  |
| ②配当の原資     | 利益剰余金      |
| ③1株当たり配当額  | 4,883円     |
| ④基準日       | 2022年3月31日 |
| ⑤効力発生日     | 2022年6月24日 |

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合 計	2,608	—	—	2,608

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	12,737	4,883	2022年3月31日	2022年6月24日

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- |            |            |
|------------|------------|
| ①剰余金の配当の総額 | 10,316百万円  |
| ②配当の原資     | 利益剰余金      |
| ③1株当たり配当額  | 3,955円     |
| ④基準日       | 2023年3月31日 |
| ⑤効力発生日     | 2023年6月27日 |

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っておりま  
す。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの  
財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等によ  
り一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有  
価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、  
価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、  
子会社株式並びに関連会社株式を保有しております、上場株式は価格変動リスク及び発行体の  
信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒され  
ております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金  
は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用  
は主にファンド運用に關係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額で  
あります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①市場リスクの管理

###### (i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討  
を行っております。

###### (ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討  
を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議  
において報告を行っております。

##### ②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスク  
マネジメント会議において報告を行っております。

## 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2022年3月31日）

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	66	—	—	66
資産合計	66	—	—	66

当事業年度（2023年3月31日）

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	57	7,882	—	7,939
資産合計	57	7,882	—	7,939

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式等	666	666
子会社株式	1,677	1,448
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

#### 1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2022年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 1,677百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 1,448百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

#### 2. その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	66	55	11
(2) その他	6,755	4,917	1,838
小計	6,822	4,972	1,850
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,753	4,208	△454
小計	3,753	4,208	△454
合計	10,575	9,180	1,395

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	57	55	1
(2) その他	5,084	3,923	1,161
小計	5,141	3,978	1,163
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,798	3,190	△392
小計	2,798	3,190	△392
合計	7,939	7,168	△771

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

### 3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) その他 証券投資信託	1,719	327	59
合計	1,719	327	59

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) その他 証券投資信託	2,359	296	244
合計	2,359	296	244

### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について331百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

## 2. 確定給付制度

### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,452百万円	2,399百万円
勤務費用	152	150
退職給付の支払額	△ 303	△ 322
その他	98	48
退職給付債務の期末残高	2,399	2,276

### (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,399 百万円	2,276 百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,399	2,276
退職給付引当金	2,399	2,276
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,399	2,276

### (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	152 百万円	150 百万円
その他	67	153
確定給付制度に係る退職給付費用	219	303

(注) その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度189百万円、当事業年度184百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
退職給付引当金	734	697
賞与引当金	227	182
投資有価証券評価損	144	177
関係会社株式評価損	—	155
未払事業税	213	114
出資金評価損	94	94
システム関連費用	111	68
その他	437	309
<b>繰延税金資産小計</b>	<b>1,963</b>	<b>1,799</b>
評価性引当額	△ 356	△ 459
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>1,607</b>	<b>1,339</b>
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	△ 562	△ 356
連結法人間取引（譲渡益）	△ 159	△ 159
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>△ 722</b>	<b>△ 515</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>885</b>	<b>824</b>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2022年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2023年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 69,845 百万円、その他 559 百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) の 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

### 1. 関連当事者との取引

#### (ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取(注)	19,000 0	関係会社短期貸付金 受取利息関係会社	24,900 0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取(注)	17,100 0	関係会社短期貸付金 受取利息関係会社	22,100 0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

#### (イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接 100.0	経営管理	債務保証(注)	1,900	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履

行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証(注)	2,112	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料(注2) 不動産の賃借料(注3)	15,348 1,062	未払手数料 長期差入保証金	3,028 1,054
同一の親会社をもつ会社	(㈱)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守(注4)	1,065	未払費用	91

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料（注2） 不動産の賃借料（注3）	13,072 1,062	未払手数料 長期差入保証金	2,663 1,054
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守（注4）	883	未払費用	81

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。
- (注4) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額 16,078.50円	1株当たり純資産額 14,983.42円
1株当たり当期純利益 4,883.43円	1株当たり当期純利益 3,955.35円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益（百万円）	12,738	10,317
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2023年11月27日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 間瀬 友未

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡部 啓太

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関する有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## 中間財務諸表

### (1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

当中間会計期間

(2023年9月30日)

#### 資産の部

##### 流動資産

現金・預金		2,879
有価証券		110
未収委託者報酬		14,148
関係会社短期貸付金		17,800
その他		629
流動資産合計		35,568

##### 固定資産

有形固定資産	※1	184
--------	----	-----

##### 無形固定資産

ソフトウエア		1,009
その他		203
無形固定資産合計		1,213

##### 投資その他の資産

投資有価証券		8,477
関係会社株式		3,475
繰延税金資産		628
その他		1,216
投資その他の資産合計		13,797

##### 固定資産合計

資産合計		50,764
------	--	--------

当中間会計期間  
(2023年9月30日)

## 負債の部

## 流動負債

未払金	5,255
未払費用	4,567
未払法人税等	2,453
賞与引当金	727
その他	※2 725
流動負債合計	13,864

## 固定負債

退職給付引当金	2,228
役員退職慰労引当金	58
固定負債合計	2,287
負債合計	16,152

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495

## 利益剰余金

利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	6,594
利益剰余金合計	6,968

## 株主資本合計

株主資本合計	33,638
--------	--------

## 評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	973
評価・換算差額等合計	973

## 純資産合計

純資産合計	34,612
-------	--------

## 負債・純資産合計

負債・純資産合計	50,764
----------	--------

## (2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

当中間会計期間

(自 2023年4月1日

至 2023年9月30日)

## 営業収益

委託者報酬		36,557
その他営業収益		322
<b>営業収益合計</b>		<b>36,879</b>
営業費用		
支払手数料		15,250
その他営業費用		7,380
<b>営業費用合計</b>		<b>22,631</b>
一般管理費	※1	6,087
営業利益		8,160
営業外収益	※2	128
営業外費用	※3	116
経常利益		8,172
特別利益		—
特別損失	※4	258
税引前中間純利益		7,914
法人税、住民税及び事業税		2,505
法人税等調整額		2
中間純利益		5,405

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	
当期首残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549
当中間期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	△10,316	△10,316	△10,316
中間純利益	－	－	－	5,405	5,405	5,405
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当中間期変動額合計	－	－	－	△4,910	△4,910	△4,910
当中間期末残高	15,174	11,495	374	6,594	6,594	33,638

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	534	534	39,084
当中間期変動額			
剰余金の配当	－	－	△10,316
中間純利益	－	－	5,405
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	438	438	438
当中間期変動額合計	438	438	△4,472
当中間期末残高	973	973	34,612

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～18年

器具備品 4～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

##### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

##### (3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおり

であります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

## 5. グループ通算制度の適用

当社は、株式会社大和証券グループ本社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

### ※1 減価償却累計額

当中間会計期間 (2023年9月30日現在)	
有形固定資産	340百万円

### ※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

### 3 保証債務

当中間会計期間（2023年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務2,299百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

※ 1 減価償却実施額

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
有形固定資産	10百万円
無形固定資産	230百万円

※ 2 営業外収益の主要項目

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
投資有価証券売却益	35百万円
有価証券償還益	32百万円
雑収入	32百万円
受取配当金	25百万円

※ 3 営業外費用の主要項目

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
有価証券償還損	103百万円

※ 4 特別損失の項目

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
ソフトウェア除却損	153百万円
投資有価証券評価損	104百万円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023年 3月31日	2023年 6月27日

## (金融商品関係)

当中間会計期間（2023年9月30日）

## 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	111	7,809	—	7,921
資産合計	111	7,809	—	7,921

## (2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式	666
子会社株式	1,448
関連会社株式	2,027

(有価証券関係)

当中間会計期間（2023年9月30日）

##### 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,448百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

##### 2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	111	55	56
(2) その他	5,511	3,839	1,672
小計	5,623	3,894	1,728
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他	2,297	2,623	△325
小計	2,297	2,623	△325
合計	7,921	6,518	1,403

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 36,557 百万円、その他 322 百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) の 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1 株当たり純資産額	13,268.89円
1 株当たり中間純利益	2,072.34円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
中間純利益(百万円)	5,405
普通株式に係る中間純利益(百万円)	5,405
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

- a . 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。
- b . 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実  
訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

# 追加型証券投資信託

(りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド)

約款

大和アセットマネジメント株式会社

## 運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

次の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

- イ. 国内債券マザーファンドの受益証券
- ロ. 先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
- ハ. 新興国債券マザーファンドの受益証券
- ニ. 国内株式マザーファンドの受益証券
- ホ. 先進国株式マザーファンドの受益証券
- ヘ. 新興国株式マザーファンドの受益証券
- ト. 国内R E I Tマザーファンドの受益証券
- チ. 先進国R E I Tマザーファンドの受益証券
- リ. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

#### (2) 投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、内外の債券、株式および不動産投資信託証券（リート）に投資を行ない、市場の局面判断および投資対象のリスク水準等によって投資対象の配分比率を調整することで、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

② 投資対象の配分比率の調整にあたっては、以下の方針を基本とします。

イ. 投資対象を相対的に価格変動リスクが小さいと考えられる資産（以下「安定重視資産」といいます。）と相対的に価格変動リスクが大きいと考えられる資産（以下「成長重視資産」といいます。）に区分します。

※ 安定重視資産とは、日本国債、先進国国債（為替ヘッジあり）をいいます。

※ 成長重視資産とは、新興国国債、日本株式、先進国株式、新興国株式、日本リート、先進国リートをいいます。

ロ. 安定重視資産および成長重視資産の組入比率を、市場の局面判断に基づいて定期的に見直します。

ハ. 上記ロ.の見直しの際、成長重視資産にかかるマザーファンドの受益証券（上記(1)のハ.～チ.）の組入比率の合計は、信託財産の純資産総額の50%程度以下とします。

ニ. 安定重視資産内および成長重視資産内の配分比率は、投資対象のリスク水準等を勘案して決定し、定期的に見直します。

③ 市場環境によっては、信託財産の全部または一部を、ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券を通じてわが国の短期債、コマーシャル・ペーパー等による運用に一時的に切り替える場合があります。

④ 上記①～③について、りそなアセットマネジメント株式会社の助言を受けます。

⑤ マザーファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。

⑥ 先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドでは、保有する外貨建資産について、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。新興国債券マザーファンド、先進国株式マザーファンド、新興国株式マザーファンドおよび先進国R E I Tマザーファンドでは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

⑦ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (3) 投資制限

##### ① マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

- ② 株式への投資制限  
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券等への投資制限  
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資制限  
投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限  
同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債等への投資制限  
同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資制限  
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑧ 有価証券先物取引等の範囲  
有価証券先物取引等は、約款第22条の範囲で行ないます。
- ⑨ スワップ取引の範囲  
スワップ取引は、約款第23条の範囲で行ないます。
- ⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引の範囲  
金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第24条の範囲で行ないます。

### 3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託  
(りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド)  
約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2028年5月8日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。
- ③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

#### (受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じができるものとします。
- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、別に定める取引所または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流

動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等) が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消すことができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）
  - ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の第1号から第9号までに掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の第10号から第30号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 国内債券マザーファンドの受益証券
2. 先進国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
3. 新興国債券マザーファンドの受益証券
4. 国内株式マザーファンドの受益証券
5. 先進国株式マザーファンドの受益証券
6. 新興国株式マザーファンドの受益証券
7. 国内R E I Tマザーファンドの受益証券
8. 先進国R E I Tマザーファンドの受益証券
9. ダイワ・マニー・マザーファンドの受益証券
10. 株券または新株引受権証書
11. 国債証券
12. 地方債証券
13. 特別の法律により法人の発行する債券
14. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
15. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

16. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
17. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
18. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
19. コマーシャル・ペーパー
20. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
21. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第10号から第20号までの証券または証書の性質を有するもの
22. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
23. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
24. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
25. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいゝ、有価証券にかかるものに限ります。）
26. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
27. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
28. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
29. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
30. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第28号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、第10号の証券または証書ならびに第21号および第26号の証券または証書のうち第10号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第11号から第15号までの証券ならびに第23号の証券のうち投資法人債券ならびに第21号および第26号の証券または証書のうち第11号から第15号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第22号の証券および第23号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第28条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第24条まで、第26条、第28条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図および範囲）

第22条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合

計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図および範囲)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみ

やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(デリバティブ取引等にかかる投資制限)

第24条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額をいいます。

額の割合を乗じて得た額をいいます。

- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
  4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資するとの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### (損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年5月9日から翌年5月8日までとします。ただし、第1計算期間は、2013年10月21日から2014年5月8日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

#### (信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用および監査報酬)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

#### (信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の120の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営

業日とします。) および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日ににおいて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第42条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、別に定める取引所または銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

#### (質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

#### (信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもつてこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託契約を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、

委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する THERE があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡する THERE があります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させること THERE があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させること THERE あります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てすることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうこと はできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第54条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(信託期間の延長)

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第24条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4条 第24条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

#### I 別に定める取引所または銀行

約款第12条および第45条の「別に定める取引所または銀行」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所  
ロンドン証券取引所  
ニューヨークの銀行  
ロンドンの銀行